

令和6年3月清須市議会定例会会議録

令和6年2月22日、令和6年3月清須市議会定例会は、清須市議会議事堂に招集された。

1. 開会時間

午前 9時30分

2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市			長	永	田	純	夫
副		市	長	葛	谷	賢	二
教		育	長	天	埜	幸	治
企	画	部	長	河	口	直	彦
総	務	部	長	岩	田	喜	一

危機管理部 長
 市民環境部 長
 健康福祉部 長
 建設部 長
 会計管理者
 教育部 長
 監査委員事務局 長
 総務部次長兼総務課 長
 総務部次長兼財産管理課 長
 総務部次長兼収納課 長
 市民環境部次長兼生活環境課 長
 健康福祉部次長兼子育て支援課 長
 健康福祉部次長兼健康推進課 長
 建設部 参事
 人事秘書課 長
 企画政策課 長
 企業誘致課 長
 財政課 長
 税務課 長
 危機管理課 長
 市民課 長
 保険年金課 長
 産業課 長
 西枇杷島市民サービスセンター所 長
 清須市民サービスセンター所 長
 春日市民サービスセンター所 長
 社会福祉課 長
 高齢福祉課 長
 土木課 長

丹羽久登
 石田隆
 加藤久喜
 長谷川久高
 三輪好邦
 石黒直人
 吉田敬
 檜本雄介
 飯田英晴
 辻清岳
 松村和浩
 吉野厚之
 古川伊都子
 猿渡一樹
 岡田善紀
 林智雄
 沢田茂
 服部浩之
 渡辺由利子
 舟橋監司
 藏城浩司
 浅野英樹
 梶浦庄治
 下村辰之
 石田讓
 佐藤嘉起
 鈴木許行
 寺社下葉子
 村瀬巧

都 市 計 画 課 長	鈴 木 雅 貴
上 下 水 道 課 長	伊 藤 嘉 規
新清洲駅周辺まちづくり課長	前 田 敬 春
会 計 課 長	平 野 嘉 也
学 校 教 育 課 長	瀬 尾 光
生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
ス ポ ー ツ 課 長	高 山 敬
学校給食センター管理事務所長	吉 田 剛
監 査 課 長	木 全 信 行

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議会事務局次長兼議事調査課長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 係 長	炭 竈 愛 子

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 施政方針について
- 日程第 5 承認第 1 号 専決処分した事件（令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 8 号））の承認について
- 日程第 6 議案第 1 号 令和 6 年度清須市一般会計予算案
- 日程第 7 議案第 2 号 令和 6 年度清須市国民健康保険特別会計予算案
- 日程第 8 議案第 3 号 令和 6 年度清須市介護保険特別会計予算案
- 日程第 9 議案第 4 号 令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案
- 日程第 10 議案第 5 号 令和 6 年度清須市水道事業会計予算案
- 日程第 11 議案第 6 号 令和 6 年度清須市下水道事業会計予算案
- 日程第 12 議案第 7 号 清須市地域振興基金条例案

- 日程第 13 議案第 8 号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例案
- 日程第 14 議案第 9 号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
案
- 日程第 15 議案第 10 号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 16 議案第 11 号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例案
- 日程第 17 議案第 12 号 清須市税条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 18 議案第 13 号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例案
- 日程第 19 議案第 14 号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案
- 日程第 20 議案第 15 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案
- 日程第 21 議案第 16 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程第 22 議案第 17 号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例案
- 日程第 23 議案第 18 号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 24 議案第 19 号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 25 議案第 20 号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及
び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例案
- 日程第 26 議案第 21 号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介
護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 27 議案第 22 号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 28 議案第 23 号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利
用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の

提供に関する条例の一部を改正する条例案

- 日程第 29 議案第 24 号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程第 30 議案第 25 号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 31 議案第 26 号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 32 議案第 27 号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 33 議案第 28 号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案
- 日程第 34 議案第 29 号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について
- 日程第 35 議案第 30 号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結について
- 日程第 36 議案第 31 号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 37 議案第 32 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案
- 日程第 38 議案第 33 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 39 議案第 34 号 令和 5 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 40 議案第 35 号 令和 5 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）案
- 日程第 41 発議第 1 号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）

（ 傍聴者 0 名 ）

(時に午前 9時30分 開会)

議長 (伊藤 嘉起君)

おはようございます。

令和6年3月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、21名でございます。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番野々部議員、13番岡山議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月21日までの29日間と決定いたします。

日程第3、諸般の報告をいたします。

議会閉会中の動向について報告いたします。

お手元に配付してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

また、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年11月分と12月分の現金出納検査の結果について及び同法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告書が、議会宛てに提出されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、施政方針を議題といたします。

令和6年度の施政方針を永田市長より受けます。

施政方針は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田 純夫君）登壇 >

市 長（永田 純夫君）

おはようございます。

令和6年3月清須市議会定例会の開会に臨み、来る令和6年度の市政運営につきまして、私の基本的な考え方である施政方針を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたく存じます。

令和6年元日に石川県能登地方で発生した令和6年能登半島地震により、多くの地域で甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。本市におきましても、職員を派遣するなど人的支援を行ってまいりましたが、今後も国や県などと連携し、支援活動に協力してまいりたいと考えております。

さて、令和2年1月に国内で最初の感染者が確認され、人々の生活と経済活動に大きな打撃を与えた新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に感染症法上の位置付けが5類に移行され、現在では、人々の暮らしも徐々に感染拡大前の状況を取り戻しつつあります。

これまでに経験のない感染症の脅威を乗り越えることができたのは、苦しい状況の中で御尽力をいただいた医療関係者の皆様を始め、市に関わる全ての方が、一丸となって感染症対策を進めることができた結果であり、ここに深く感謝を申し上げます。

一方で、ウクライナ情勢や円安に端を発する食料品や原油等の価格高騰は、とどまるところを知らず、令和5年度もプレミアム付商品券の発行事業やキャッシュレス決済のポイント還元事業を始めとする消費喚起及び生活者の支援を行ってまいりました。令和6年度も引き続き市民の皆様の生活を支える取組が、必要であると考えております。

また、全国的に少子高齢化が進展し、人口減少が進展している中で、他市町村に比べて高い出生率を維持し続けている本市においても、既に人口減少の局面を迎えています。

この状況を打開するためには、少子化対策を始めとする人口減少に歯止めをかけるための施策を力強く進めていくことと併せて、IT技術を効果的に活用したDX、デジタルトランスフォーメーションの推進などにより、行政サービスの担い手が減少していく中で、どのように住民サービスを維持、更には向上させていくかといった二つの軸で、今後のまちづくりを考えていかなければ

ればなりません。

本市の財政状況は、市税収入の大幅な増加が見込めない中で、高齢化の進展等による社会保障関係費の増加に加え、大規模な施策事業の推進、公共施設の計画的な維持管理、人口減少対策など様々な財政需要に対応していく必要があり、今後も厳しい財政運営が予想されます。

そのような中、令和6年度の予算につきましては、限られた財源を真に必要な分野に重点的かつ効率的に配分することを基本に、市民の皆様の暮らしの安心を確保しながら、本格化する人口減少局面において、力強く出産・子育てへの支援を展開するとともに、将来への希望にあふれ、誰もが自分らしく暮らすことができるまちの実現に向けた取組を着実に進めていく、こうした思いを持って編成をいたしました。

予算の柱立てとしては、第2次総合計画を踏まえて七つの柱で整理をいたしております。以下、その柱立てに沿いまして、主要な事業について御説明させていただきます。

一つ目は、「安全で安心に暮らせるまちをつくる」であります。

本市では、平成12年の東海豪雨以降、幸いにも災害による大きな被害は発生しておりませんが、かねてより高い確率での発生が予測されている南海トラフ地震を始め、巨大化する台風や毎年各地で発生している局地的な豪雨など、いつ起こるか分からない大災害への備えを、日頃から進めていく必要があります。

それらの災害への対策として、令和5年度から建設を進めてまいりました指定避難所及び防災資機材等備蓄施設の機能を有する五条川防災センターを7月の供用開始に向け、準備を進めてまいります。

また、災害時に一人で避難することが困難な高齢者や障がいがある方でも安全に避難することができるよう、避難場所への経路や避難支援者等を定めた個別避難計画の作成に引き続き取り組むほか、避難者が安全に避難所生活を送ることができるよう、老朽化が著しい指定避難所の防災備蓄倉庫を順次更新するとともに、必要な防災資機材の整備を進めてまいります。

雨水排水対策につきましては、土田排水区の雨水幹線の整備、堀江ポンプ場及び豊田川ポンプ場の改築、更新を引き続き進めてまいります。

さらに、地震防災対策といたしまして、喫緊の課題である住宅の耐震化について、耐震改修促進計画に基づいた建築物の耐震化及び空き家対策、危険なブロック塀対策等に対する補助金の活用を引き続き啓発し、地域の安全・安心と良好な生活環境の確保に努めてまいります。

また、国、県、名古屋市が実施する枇杷島地区特定構造物改築事業につきましては、現在も引

き続き枇杷島橋の架替工事及び名鉄名古屋本線をまたぐ枇杷島陸橋の架替工事が行われています。付近住民の方々には御迷惑をおかけしますが、関係機関と連携してしっかりと取り組んでまいります。

住民の暮らしを守るための防犯対策につきましては、令和5年11月に開始した特殊詐欺対策装置の購入費用に対する補助を引き続き実施するなど、深刻化する高齢者への振り込め詐欺等の特殊詐欺被害の防止を図ってまいります。

二つ目は、「子育てのしやすいまちをつくる」であります。

高い出生率を維持し続けている本市においても、既に人口減少が始まっており、この状況を打開するための少子化対策として、安心して出産・子育てができる環境づくりについて、これまで以上に力を入れていく必要があります。

まずは、子どもに関連する一元的な支援を行うための体制整備として、4月に組織機構改革を実施いたします。新たな体制により、子育て世帯の支援や子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりなどに、より一層力を入れ、笑顔あふれるまちを目指すことを宣言し、子どもたちの成長を地域全体で見守ることができるまちづくりを推進してまいります。

併せて、子どもに関する関連する幅広い相談支援を一体的に行う「こども家庭センター」を設置し、支援を必要とする子ども・妊産婦等へのサポートプランを作成するとともに、状況に応じて、家事・育児の支援を行うヘルパーの派遣や、子どもとの関わり方などに悩み、不安を抱える保護者を対象としたペアレントトレーニングを行うなど、あらゆる子育ての悩みに対して支援を行うことができる体制を整備いたします。

また、妊娠を望む夫婦に対し、保険適用の不妊治療に要した自己負担金について、25万円を上限に全額助成を行う不妊治療の実質無償化、母子保健推進員による家庭訪問回数の拡充、市内で利用できる1万円分のおむつ券の配付による子育て世帯への経済的支援など、出産前から子育てまで切れ目のない支援の一層の充実を図ってまいります。

さらには、物価高騰の影響を受ける子育て世帯への経済的な支援も引き続き行ってまいります。食材の物価高騰に伴い、令和6年度から小中学校の給食費を引き上げますが、令和6年度は、引上げ分を公費で負担することとし、公費負担の対象とならない市外の小中学校に通学している児童生徒については、公費負担額相当の給付金を支給します。

学校教育につきましては、不登校者数が増加している中、学校に登校することができない児童生徒とその保護者への支援といたしまして、新たな居場所の確保を図るため、9月から五条川防

災センター内に教育支援教室を増設いたします。さらに、開室時間を延長し、指導員を現在の一人体制から、教室責任者と支援員の二人体制に強化するとともに、スクールソーシャルワーカーや巡回指導員による相談日を増やすことにより、相談支援体制の充実を図ります。

教育・保育施設の整備につきましては、令和元年度に整備した普通教室に続き、小中学校の特別教室のうち理科室及び家庭科室に空調設備を整備するほか、花水木保育園の空調設備更新など、子どもたちが快適に過ごすことができるよう施設の適切な維持管理に努めてまいります。

また、教育・保育の現場におけるＩＣＴ化も推進してまいります。新たに保護者用連絡アプリを導入し、これまで電話等でやり取りをしていた保護者からの欠席連絡をスマートフォン等からの簡単な操作により、学校、幼稚園及び保育園へ通知することができる仕組みを構築するほか、放課後児童クラブの利用料等について、キャッシュレス決済で支払いができる仕組みを導入してまいります。これらのＩＣＴ化を推進することにより、保護者の利便性の向上を図るとともに、教員や保育士等の事務負担の軽減を図ることで、子どもたちと向き合う時間をより確保し、教育・保育の質の向上につなげてまいります。

三つ目は、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる」であります。

誰もが社会における役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて、令和７年度を計画期間の始期とした地域における高齢者、障害者、児童などの福祉に関する施策を総合的・横断的に推進するための地域福祉計画を策定します。

高齢者の福祉の充実につきましては、介護報酬の改定や介護給付費の上昇が見込まれる中、介護保険料基準額を第８期介護保険事業計画と同額に据え置くとともに、保険料階層を１５段階にすることで低所得者層の負担軽減を図ってまいります。

また、介護予防を推進するため、運動のきっかけづくり及び地域で実施する運動教室等を充実させるために必要な協力者を発掘する新たな運動教室を開催してまいります。

さらに、市内の介護サービス事業者に対し介護支援専門員の研修費への補助を行い、不足する介護人材の確保につなげてまいります。

障害者への支援につきましては、第４期障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画に基づき、着実に取組を進めてまいります。

住民の健やかな暮らしを守る施策につきましては、市民の健康増進の総合的な推進と誰もが自殺に追い込まれることのない社会を目指した、第３次健康日本２１清須計画及び第２次自殺対策

計画を策定いたします。

健診などに活用している保健センターにつきましては、公共施設の総合的かつ計画的な管理の観点から、市役所の整備に併せて、現在の市役所南館の執務室に従来の四つの保健センター機能を統合した新たな保健センターを整備するための設計を進めるとともに、老朽化の著しい清洲保健センターを解体します。

令和５年度に策定した第３期国民健康保険保健事業実施計画に基づき、特定健診等の受診率の向上を目指し、生活習慣病の早期発見につなげていくなど、被保険者の更なる健康保持・増進を図るとともに、被保険者の皆様の急激な負担増とならないよう配慮しながら受益者負担の適正化を行うことで、国民健康保険制度の安定的な運営を行ってまいります。

加えて、後期高齢者医療制度に切り替わる際の連携に課題があった７５歳以上の後期高齢者に係る保健事業につきましては、愛知県後期高齢者医療広域連合からの委託により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組むことで、生活習慣病及びフレイルの早期発見に努めてまいります。

四つ目は、「便利で快適に暮らせるまちをつくる」であります。

将来の人口減少が予想される中でも、本市が更なる発展を遂げるためには、計画的な都市基盤の整備により、効率的・効果的に都市機能を高めていくことが必要です。また、本市が活力を失わずに発展していくためには、土地利用等の在り方が重要であり、具体的な都市計画を定め、地域を活性化していかなければなりません。

基盤整備といたしましては、まずは、名鉄新清洲駅北土地区画整理事業につきましては、名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業における仮線用地を除く全ての道路及び宅地の完成を目指し、整備を進めてまいります。

加えて、現在施行中でありますＪＲ清洲駅前及び春日新橋西の土地区画整理事業につきましても、早期の事業完了を目指すとともに、一場東部地区周辺におけるインフラ基盤の整備と土地利用の効率化を促進し、快適で良好な市街地整備を図るため、引き続き土地区画整理組合の設立に向けた支援を行ってまいります。また、土田、上条及び一場東部地区につきましては、将来的な市街化区域編入に向け、国及び県と協議を進めてまいります。

名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、引き続き用地買収が完了した箇所から、鉄道高架工事のために必要な仮側道工事や鉄道横断水路の移設工事に着手してまいります。なお、一部の未買収用地についても、引き続き事業への御理解と御協力をいただけるよう、地権

者の方々への丁寧な説明に努めてまいります。

そのほか、枇杷島停車場線、清洲駅前線及び清洲橋の架け替えに伴う幹線道路の整備について、愛知県と連携し、取り組んでまいります。

また、市道助七西市場線につきましては、5年をかけて並木道を再生させることを目指し、街路樹の植え替えなどを行ってまいります。

2050年のカーボンニュートラル、脱炭素社会の構築に向けての取組といたしましては、引き続き住宅用の地球温暖化対策設備への補助を行うなど、市民の皆様と共に、GX・グリーントランスフォーメーションの推進を図ってまいります。

緑地の充実につきましては、区画整理事業等が進行し、都市の拡大及び土地利用が進展していく中で、緑地の保全及び緑化の推進を図るため、次期緑の基本計画の策定に着手します。

五条川斎苑の周辺環境改善事業につきましても、引き続き関係周辺地区の皆様の御理解と御協力をいただきながら、あま市及び五条広域事務組合と連携して推進してまいります。

水道事業につきましては、引き続き水道管の耐震化整備を進めるとともに、配水場の機器更新を行うことにより、水道水の安定的な供給に努めてまいります。

また、下水道汚水事業では、清須市公共下水道事業計画に基づく整備を進め、引き続き供用区域の拡大に取り組んでまいります。

五つ目は、「魅力に満ちた活力のあるまちをつくる」であります。

観光及び商工業の振興につきましては、令和2年度から取り組んでまいりました地域が観光消費によって潤う仕組みづくりを行う観光・産業活性化プロジェクトの最終実施年度として、市内事業者の参画継続や自立を見据えた事業形態への移行を推進してまいります。

その中で、夏休みや「きよすイルミ」期間中の清洲城については、武将等スタッフによる体験イベントやサービス提供を行うことで特別感の創出を図り、誘客向上につなげてまいります。

また、清洲城周辺の整備につきましては、桜の開花時期などには清洲公園の駐車場が大変混み合うことから、駐車場の拡張整備に向けて必要な調査や実施設計を行ってまいります。

コロナ禍が収束してなお続く物価高騰の中で、市民の皆様の生活を下支えするとともに、市内の消費喚起により地域経済の活性化を図るための取組といたしまして、国の交付金を活用して、令和5年12月に予算化したプレミアム付商品券につきましては、5月から販売してまいります。

農政事業につきましては、優良農地の確保と効率的な利用を図り、農業の近代化のための施策を計画的に推進するとともに、農業的土地利用を行う区域と都市的土地利用を行う区域を明確に

するため、農業振興地域整備計画の見直しに着手し、地域の実情に沿った農業の振興を図ってまいります。

加えて、食育の推進につきましても、第3次食育推進計画が令和6年度で計画期間の終期を迎えることから、食品ロス等の認知度が高まった食育の課題を市民の皆様と共有し、更に理解や関心を深めてもらうことなどを目的に、第4次食育推進計画を策定いたします。

企業誘致の推進につきましては、企業立地を促進するための支援制度を創設し、企業立地促進基本計画で定める地区への工場等の立地及び主要駅周辺へのホテル等の立地を促進するため、事業者に対して固定資産税及び都市計画税相当額を一定期間補助することで、より一層の企業立地の促進に努めてまいります。

六つ目は、「豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる」であります。

生涯学習の充実につきましては、令和6年度をもって生涯学習推進計画の終期を迎えることから、令和7年度からの生涯学習に関する基本方針や施策を定めた次期生涯学習推進計画を策定いたします。

スポーツの振興につきましては、プロバレーボールチームであるウルフドックス名古屋と連携してバレーボール教室を開催するほか、各地区体育祭及びスポーツフェスティバル、市民親睦スポーツ大会、清須ウオークなど様々なスポーツ・レクリエーションの普及と振興を通じて、健康で豊かな生活を促進する機会の提供に努めてまいります。

また、ICTを活用し、施設利用者の利便性向上を図るため、社会教育施設及び体育施設の一部につきまして、令和7年4月の運用開始を目指し、24時間どこにいてもスマートフォン等から施設の予約状況の確認、利用申請を行うことができる施設予約システム並びに施設使用料をキャッシュレス決済で支払うことができる仕組みを構築してまいります。

加えて、施設の適切な適正な維持管理を図るため、春日公民館の受変電設備、自家発電設備及びエレベーターの改修工事、市立図書館の大規模改修工事及びアルコ清洲のヒートポンプ等改修工事を行い、安全で快適に施設を利用することができる環境整備を進めてまいります。

七つ目は、「つながりを大切にするまちをつくる」であります。

現在の行政運営の指針である第2次総合計画は、令和6年度に計画期間の終期を迎えることから、これまでの取組の成果や課題等を踏まえるとともに、社会情勢や本市を取り巻く環境の変化を的確に捉え、令和7年度からの新たな行政運営の指針となる第3次総合計画を策定します。

さらに、多様化する行政課題に迅速に対応するための市の執行体制の強化を目的に、組織機構

改革を実施し、4月から子どもに関連する一元的な支援や高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施できるよう執行体制を整備します。

D X・デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、住民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、教育・保育の現場や施設予約などでI C T化の取組を進めるとともに、I C Tを活用した市民協働推進のための取組として、子育て支援を行うボランティア団体等の情報を一元化し、支援を必要とする方々が簡単に団体の情報にアクセスできるよう、地域情報共有プラットフォームを構築することで、地域がつながる仕組みづくりを進めてまいります。

加えて、これら以外でI C Tを導入することが効果的な業務の洗い出しを行い、I C T導入に向けたロードマップの作成を行うことで、今後の取組につなげてまいります。

様々な事情により、日常生活に不便さや不安を感じている方が安心して暮らすことができるよう、多様性を尊重できる社会の実現に向け、ファミリーシップ宣誓制度を導入してまいります。

市役所の整備につきましては、令和7年度の竣工に向けた庁舎の増築及び改修工事に着手します。

さらに、令和7年7月には市制20周年を迎えます。これまでまちづくりに関わった方々の功績等を振り返るとともに、市民の一体感や郷土への誇りを育み、今後、本市が更なる飛躍を遂げるための礎を形成することを目的とした市制20周年事業を展開してまいります。

特設W e bサイトの開設やプロモーション動画の制作等により、市内外に幅広く周年事業のP Rを行うほか、令和7年度に開催する記念式典等での活用を念頭に、本市の歩みをダイジェストで振り返りつつ、施策推進の最新状況を踏まえた市の魅力を広く発信するため、新たな市勢要覧や映像作品を制作してまいります。

また、財政上有利な措置がある合併特例債を活用して、地域振興基金を造成してまいります。これにより、合併特例債の発行期間が終了する令和8年度以降に実施する地域振興に関する事業の財源を確保してまいります。

以上、令和6年度の市政運営に対する基本的な姿勢、施策の概要を申し上げてまいりましたが、ここに御審議をいただく令和6年度の当初予算は、一般会計305億4,100万円、特別会計は、3会計合計で134億1,899万円、企業会計は、2会計合計で45億9,916万円、合わせて485億5,915万円となります。

このうち、一般会計の予算規模は、令和5年度当初予算に対し0.2%減となり、平成29年以来7年ぶりに減少に転じました。

歳入につきましては、大宗をなす市税は、個人市民税の定額減税の影響などにより、前年度を約３億円下回る１２４億余円となります。

一方、歳出では、障害福祉サービスや認定こども園への給付費の増加に伴う扶助費の増加などにより、義務的経費全体では、前年度を約１７億円上回る１４５億余円となります。

投資的経費につきましては、防災センターの整備を始めとする大規模な施策事業の終了により事業量が減少するため、前年度を約２７億円下回る３０億余円を計上しております。このほか、積立金につきましては、地域振興基金の造成に伴い、１０億余円を計上しております。

今回の予算編成では、市税の大きな伸びが見込めない中で、義務的経費などの歳出の増加がありました。財源確保に最大限努め、財政調整基金からの繰入れを抑えつつ、おおむね例年通りの基金残高を維持しながら財源不足を解消することができました。

最後に、結びとして一言申し上げたいと存じます。

人口減少、高齢化の更なる進展により、地域の活力を支える担い手が減少していく一方で、人々のライフスタイルの多様化により、自治体に求められる役割も複雑化・高度化しています。

そのような状況下で、第２次総合計画の計画期間の最終年度を迎える今、第２次総合計画で掲げたまちづくりの目標の達成に向けた取組を着実に進めると同時に、その一歩先の未来における清須市のあるべき姿を思い描きながら、その実現に向けた変化を恐れない挑戦を重ね、進化し続けることが重要であると考えております。

私を先頭に、職員一丸となって全力を尽くしてまいりますので、議員各位を始め市民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げ、私の施政方針といたします。

ありがとうございました。

議 長（伊藤 嘉起君）

ただいまの施政方針に対し質疑のある方は、２月２６日正午までに発言通告書の提出をお願いいたします。２月２９日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第５、承認第１号から日程第４０、議案第３５号までを一括議題として、市長から提案理由の説明を受けます。

なお、日程第５、承認第１号及び日程第２０、議案第１５号については、担当部長から内容の説明を受けた後、委員会付託を省略し、本会議で質疑、討論を行い、採決することが、議会運営委員会で決定しております。

日程第 6、議案第 1 号から日程第 1 9、議案第 1 4 号まで及び日程第 2 1、議案第 1 6 号から日程第 4 0、議案第 3 5 号までの 3 4 案件につきましては、担当部長から内容の説明を受けますが、主管が連続している場合は、担当部長から一括して内容の説明を受け、本日は、提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は、施政方針の質疑と同じく 2 月 2 6 日正午までに発言通告書を提出していただき、2 月 2 9 日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

以上のような進め方でございますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (伊藤 嘉起君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第 5、承認第 1 号から日程第 4 0、議案第 3 5 号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長 (永田 純夫君) 登壇 >

市 長 (永田 純夫君)

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

今定例会に提案いたします案件は、専決処分の承認 1 件、令和 6 年度一般会計等の予算案 6 件、条例の制定案 1 件、条例の一部改正案 2 1 件、工事請負契約の変更 2 件、市道路線の認定及び廃止 1 件、令和 5 年度一般会計等の補正予算案 4 件でございます。

議案第 1 5 号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、本日、御審議と御議決を賜りたいと存じます。

それでは、各案件について、順次、提案理由を説明いたします。

承認第 1 号 専決処分した事件 (令和 5 年度清須市一般会計補正予算 (第 8 号)) の承認につきましては、国の経済対策に基づき、住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯に対して給付金を早急に支給する必要があると、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

補正額は 1 億 7, 8 1 8 万 3, 0 0 0 円を追加し、予算の総額は 3 2 6 億 9, 7 6 9 万 3, 0 0 0 円となりました。

議案第 1 号 令和 6 年度清須市一般会計予算案につきましては、予算を定めることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和 6 年度清須市一般会計予算案の概要を申し上げます。

歳入の大宗をなす市税については、定額減税による個人市民税の減少や物価上昇の影響による法人市民税の減少などにより、前年度を約 3 億円下回りました。

一方、歳出では、扶助費などの義務的経費が大きく増加しましたが、財源確保に最大限努め、総額 3 0 5 億 4, 1 0 0 万円を計上いたしました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず、「安全で安心に暮らせるまちづくり」に向けては、五条川防災センターを 7 月から供用開始するほか、指定避難所の防災備蓄倉庫を順次更新するとともに、必要な防災資機材を整備し、災害時に避難者が安全に避難生活を送ることができる環境づくりを進めてまいります。

次に、「子育てのしやすいまちづくり」に向けては、小中学校の給食費引上げ分を公費負担するとともに、市外の小中学校に通学している児童生徒には、公費負担額相当の給付金を支給し、子育て世帯の経済的負担を軽減してまいります。

また、不妊治療の助成の拡充や乳児家庭訪問の拡充と併せて、おむつ券を進呈し、出産前から子育てまで切れ目のない支援の一層の充実を図ってまいります。

加えて、小中学校の特別教室に空調設備を設置し、猛暑下で学校生活を送る児童生徒が、快適に学習できる環境を確保してまいります。

「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」に向けては、新保健センターの整備に向けた設計を行うほか、後期高齢者の保健介護予防の一体的な実施を推進してまいります。

「便利で快適に暮らせるまちづくり」に向けては、引き続き名鉄新清洲駅付近の鉄道高架事業を推進するほか、土地区画整理事業については、名鉄新清洲駅北及び J R 清洲駅前の早期完了を目指すとともに、一場東部地区の土地区画整理組合の設立に向けた支援を行ってまいります。

「魅力に満ちた活力のあるまちづくり」に向けては、清洲公園駐車場を整備するほか、体験型観光を展開し、清洲城への誘客を促進してまいります。

「豊かなところとからだをはぐくむまちづくり」に向けては、公民館、社会教育施設及び社会体育施設の改修を行い、引き続き施設利用者の安全性や利便性の向上に努めてまいります。

最後に、「つながりを大切に作るまちづくり」に向けては、市制 2 0 周年に向けたプロモーション活動を推進するほか、公共施設の予約受付システムの構築や保育園、児童館及び児童センタ

一におけるキャッシュレス決済の開始など、DX・デジタルトランスフォーメーションを推進し、市民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ってまいります。

加えて、財政上有利な措置がある合併特例債を活用して地域振興基金を造成し、合併特例債の発行期間が終了する令和8年度以降に実施する事業の財源を確保してまいります。

議案第2号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案につきましては、予算を定めることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和6年度清須市国民健康保険特別会計予算案は、県から示された事業納付金に基づき、総額62億6,566万5,000円を計上いたしました。国民健康保険税は12億7,238万6,000円とし、一般会計から6億9,487万6,000円を繰り入れることといたしました。

議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案につきましては、予算を定めることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和6年度清須市介護保険特別会計予算案は、令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画に基づき、総額52億6,582万円を計上いたしました。介護保険料は11億7,238万円とし、一般会計から8億1,331万1,000円を繰り入れることといたしました。

議案第4号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案につきましては、予算を定めることについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案は、総額18億8,750万5,000円を計上いたしました。後期高齢者医療保険料は10億1,022万4,000円とし、一般会計から8億7,656万3,000円を繰り入れることといたしました。

議案第5号 令和6年度清須市水道事業会計予算案につきましては、予算を定めることについて、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

収入では、給水収益や受託工事収益など収益的収入を2億3,832万2,000円、配水管等工事負担金など資本的収入を7,849万7,000円計上いたしました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出を2億3,804万円、配水設備工事費などの資本的支出を1億1,792万6,000円計上いたしました。

議案第6号 令和6年度清須市下水道事業会計予算案につきましては、予算を定めることについて、地方公営企業法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

収入では、下水道使用料などの収益的収入を16億9,450万3,000円、企業債や工事負担金などの資本的収入を20億8,639万6,000円計上いたしました。このうち、一般

会計からは収益的収入に８億３，２８９万円、資本的収入に２億８，２９８万９，０００円、合わせて１１億１，５８７万９，０００円を繰り入れることといたしました。

支出では、汚水・雨水管渠維持管理費などの収益的支出を１億６，７６３万７，０００円、汚水・雨水管渠整備費などの資本的支出を２億２，５５５万７，０００円計上いたしました。

汚水整備事業につきましては、新川流域関連清須市公共下水道事業計画に基づき、事業計画区域の面整備管渠布設工事を実施してまいります。

雨水整備事業につきましては、既設ポンプ場の長寿命化に向けた取組に力を注いでまいります。

議案第７号 清須市地域振興基金条例案につきましては、合併特例債を活用して、地域振興を図るための事業に必要な財源を確保する目的の基金を設置するため、条例を制定することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第８号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和５年８月７日付けの職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置の対象となる職員の範囲を拡大するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第９号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業手当の特例を廃止するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第１０号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案につきましては、組織機構改革に伴い規定を整備するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第１１号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第１２号 清須市税条例等の一部を改正する条例案につきましては、納税者等の利便性の向上を図るため、市税等の減免の申請期限を変更するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第１３号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正す

る条例案につきましては、清須市五条川防災センターの設置に伴い、所要の規定の整備等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の引上げ等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第15号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務を定めるとともに、新たに徴収する手数料の名称及び額を定めるため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきましては、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案につきましては、介護保険法に基づく第9期介護保険事業計画の実施に向け、介護保険料の額を改定するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省の基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省の基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求める

ものでございます。

議案第２１号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省の基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第２２号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、厚生労働省の基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第２３号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、事務事業の見直しに伴い、個人番号を独自に利用することができる事務から、老人の住宅改善費に対する補助金の交付に関する事務を削除するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第２４号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、内閣府の基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設に係る重要事項の書面揭示の義務付け等の見直しを行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第２５号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、清洲保健センターを廃止するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の決定を求めるものでございます。

議案第２６号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、枇杷島駅東地区計画区域内における低未利用地を活用した生活サービス施設の誘導による都市拠点の形成及び商業地区にふさわしい土地の利用を図るため実施する用途地域の変更に伴い、建築を制限する建築物の追加等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第２７号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、水道法の一部改正による事務の移管に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正することに

ついて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 28 号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 29 号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結につきましては、工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 30 号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結につきましては、工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 31 号 市道路線の認定及び廃止につきましては、区画整理事業に伴う道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止を行うことについて、道路法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 32 号 令和 5 年度清須市一般会計補正予算（第 9 号）案につきましては、国の経済対策に基づき、令和 6 年度に新たに住民税が非課税となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯並びに定額減税の満額を減税しきれない方に対して給付金を支給するほか、被保険者数の減少に伴い、国民健康保険税の減収が見込まれる国民健康保険特別会計への繰出金を増額するなど、所要の補正を行うことといたしました。また、不用額の精査等による財源を基に、今後の財政需要に備えて各種基金への積立てを行うとともに、年度内に執行が困難と思われる事業については、繰越明許費を設定し、事業費の全部又は一部を翌年度へ繰り越すことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は 1 億 9,408 万 6,000 円を減額し、予算の総額は 325 億 360 万 7,000 円となります。

議案第 33 号 令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）案につきましては、被保険者数の減少に伴い、国民健康保険税の減収が見込まれることから、一般会計から不足額を繰り入れるほか、被保険者一人当たりの医療費の増加などにより不足が見込まれる保険給付費に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は 3,026 万 6,000 円を追加し、予算の総額は 62 億 3,672 万 2,000 円

となります。

議案第３４号 令和５年度清須市介護保険特別会計補正予算（第３号）案につきましては、認知症初期集中支援推進事業の委託業務に係る消費税相当の誤払いが判明したことから、事業者から返還を受けた上で、国・県支出金の精算を行うなど、所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は１１４万９，０００円を追加し、予算の総額は５２億２，９６６万２，０００円となります。

議案第３５号 令和５年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）案につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定により、所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

補正額は３９４万３，０００円を追加し、予算の総額は１６億８，６９０万８，０００円となります。

以上、簡単ではありますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第５、承認第１号 専決処分した事件（令和５年度清須市一般会計補正予算（第８号））の承認について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

承認第１号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を１画面表示にさせていただき、令和６年３月清須市議会定例会市長提出議案等の１ページを御覧ください。

承認第１号

専決処分した事件（令和５年度清須市一般会計補正予算（第８号））の承認について

地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分した事件について、同条第３項の規定により、議会に報告し、承認を求める。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

2ページを御覧ください。

6年専決第1号

専決処分書

令和5年度清須市一般会計補正予算（第8号）について、議会を招集する時間的余裕がないと認めたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和6年1月29日

清須市長 永田純夫

この一般会計補正予算（第8号）を専決処分した理由は、国の経済対策に基づく物価高騰緊急支援給付金事業について、国が2月から3月頃の開始を目指しており、1月中の補正予算の決定が必要であったため、令和6年1月29日付で専決処分したものです。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定は1画面表示のまま、令和5年度一般会計補正予算書及び説明書（第8号）の1ページをお願いします。

専決第1号

令和5年度清須市一般会計補正予算（第8号）

令和5年度清須市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,818万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億9,769万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費の補正です。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年1月29日専決

清須市長 永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

15 款国庫支出金、補正額 1 億 7, 818 万 3, 000 円の増額、2 項国庫補助金です。

3 ページを御覧ください。

歳出です。

3 款民生費、補正額 1 億 7, 818 万 3, 000 円の増額、1 項社会福祉費です。

4 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費補正の追加です。

3 款民生費、1 項社会福祉費は、物価高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等給付金事業）は、申請期限を令和 6 年 4 月下旬としているため、予算計上額 1 億 7, 818 万 3, 000 円のうち 1 億 36 万 3, 000 円については、令和 6 年度に繰り越すものです。

それでは、次ページを御覧いただき、ここからは一般会計補正予算（第 8 号）に関する説明書となります。

少し飛びますが、8 ページ、9 ページを御覧ください。

まず、歳入です。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額 1 億 7, 818 万 3, 000 円の増額、1 節総務管理費補助金です。

説明欄を御覧いただきまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額です。この後、歳出で説明をする物価高騰緊急支援給付金費、新規事業分の特定財源 10 分の 10 です。

10 ページ、11 ページを御覧ください。

歳出です。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、補正額 1 億 7, 818 万 3, 000 円の増額、10 節需用費から 18 節負担金、補助及び交付金までです。

説明欄を御覧いただきまして、物価高騰緊急支援給付金費、住民税均等割のみ課税世帯分及び子ども加算分の新規計上です。

まず、住民税均等割のみ課税世帯分については、基準日、令和 5 年 12 月 1 日において本市に住民登録があり、令和 5 年度の住民税所得割が非課税で、均等割のみ課税されている世帯 1, 050 世帯が支給対象となります。ただし、住民税均等割課税者の扶養親族等のみの世帯は、除きます。支給額は、1 世帯当たり 10 万円です。給付に要する手続は、プッシュ型については 1, 000 世帯が対象で、3 月上旬に確認書と返信用封筒を送付します。その確認書を返信していただき、内容の確認ができましたら、3 月中旬から給付金を支給します。

令和５年１月２日以降の転入者がいる世帯５０世帯は申請型で、受付窓口にて、課税情報が確認できる書類を添付した申請が必要となり、申請の受付後、３月中旬から給付金を支給します。３月に市ホームページ、広報清須等で周知をします。

次に、子ども加算分については、基準日、令和５年１２月１日において、令和５年度の住民税非課税世帯のうち、１８歳以下の児童がいる世帯４５０世帯、対象児童数１，０００人と、令和５年度の住民税均等割のみ課税世帯のうち、１８歳以下の児童がいる世帯１００世帯、対象児童数２００人が支給対象となります。支給額は、児童一人当たり５万円です。給付に要する手続は、完全プッシュ型については、前回７万円の支給世帯で、口座情報を把握していますので、３月上旬に支給通知書を送付し、期日までに口座変更等がなければ、３月中旬から給付金を支給します。プッシュ型と令和５年１月２日以降の転入者がいる世帯は、住民税均等割のみ課税世帯と同様です。

申請受付は、それぞれ４月上旬に締め切り、５月中旬に、この給付事業を終了する予定です。

専決第１号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

これより、承認第１号の質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いをいたします。

承認第１号に質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

ないようですので、質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

ないようですので、これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

承認第1号に賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（伊藤 嘉起君）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、本案は、承認されました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

（ 時に午前10時35分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第1号 令和6年度清須市一般会計予算案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第1号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTE設定は1画面表示のまま、令和6年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第1号

令和6年度清須市一般会計予算

令和6年度清須市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ305億4,100万円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条は、債務負担行為です。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条は、地方債です。

地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条は、一時借入金です。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

第5条は、歳出予算の流用です。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算です。

まず、歳入です。

1款市税、予算額124億5,975万9,000円、1項市民税から5項都市計画税までです。主なものは、1項市民税のうち、個人は企業の賃上げなどにより給与所得の増加が見込まれるものの、令和6年度住民税定額減税の影響により、前年度比約1億7,000万円の減収、法人は景気の緩やかな回復から企業収益は増加しているものの、物価高騰などの影響により、前年度比約1億2,800万円の減収、市民税合計で前年度比約2億9,800万円の減収を見込みました。

2項固定資産税は、新築家屋の伸びによる増収が見込まれるものの、評価替えに伴う減収がそれを上回るため、前年度比約1,800万円の減収を見込みました。市税全体では、前年度比マイナス2.3%、約2億9,600万円の減収を見込んでいます。

2款地方譲与税から11款地方交付税までは、内閣が公表する地方財政計画や愛知県通知による県税見通しなどにより、それぞれ見積りをしています。

2 款地方譲与税、予算額 1 億 8, 2 0 0 万円、1 項地方揮発油譲与税から 3 項森林環境譲与税までです。

3 款利子割交付金、予算額 4 0 0 万円、1 項利子割交付金です。

4 款配当割交付金、予算額 8, 4 0 0 万円、1 項配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算額 6, 6 0 0 万円、1 項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、予算額 2 億 1, 0 0 0 万円、1 項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、予算額 1 5 億 6, 4 0 0 万円、1 項地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、予算額 1, 0 0 0 円の窓口計上、1 項自動車取得税交付金です。

9 款環境性能割交付金、予算額 5, 1 0 0 万円、1 項環境性能割交付金です。

1 0 款地方特例交付金、予算額 4 億 3, 3 0 0 万円、1 項地方特例交付金と 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。主なものは、1 項地方特例交付金のうち、令和 6 年度住民税定額減税の減収分として 3 億 1, 7 0 0 万円を計上しました。

1 1 款地方交付税、予算額 2 6 億 5, 0 0 0 万円、1 項地方交付税です。主なものは、普通交付税は、社会保障関係費や人件費の増加、少子化対策の充実などに伴う基準財政需要額の増加により、前年度比 4 億円の増、2 6 億円を計上しました。

1 2 款交通安全対策特別交付金、予算額 1, 0 0 0 万円、1 項交通安全対策特別交付金です。

1 3 款分担金及び負担金、予算額 1 億 7, 9 2 1 万 2, 0 0 0 円、1 項負担金です。

3 ページを御覧ください。

1 4 款使用料及び手数料、予算額 3 億 1, 8 2 1 万 8, 0 0 0 円、1 項使用料と 2 項手数料です。

1 5 款国庫支出金、予算額 4 0 億 6, 9 3 6 万 3, 0 0 0 円、1 項国庫負担金から 3 項国庫委託金までです。

1 6 款県支出金、予算額 2 0 億 5 8 6 万 9, 0 0 0 円、1 項県負担金から 4 項県交付金までです。

1 7 款財産収入、予算額 6, 8 7 3 万 9, 0 0 0 円、1 項財産運用収入と 2 項財産売払収入です。

1 8 款寄附金、予算額 2 億 1, 0 0 0 万 3, 0 0 0 円、1 項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金 2 億 1, 0 0 0 万円です。

1 9 款繰入金、予算額 2 3 億 1, 6 1 9 万 9, 0 0 0 円、1 項特別会計繰入金と 2 項基金繰入

金です。主なものは、2項基金繰入金のうち、財政調整基金繰入金12億4,219万6,000円、減債基金繰入金3億円、庁舎整備基金繰入金2億円、都市計画施設基金繰入金3億円、義務教育施設整備基金繰入金2億円です。令和6年度当初予算編成後の財政調整基金現在高は、10億1,142万4,000円となり、目標としている残高を確保することができました。

20款繰越金、予算額2億円、1項繰越金です。

21款諸収入、予算額10億463万7,000円、1項延滞金、加算金及び過料から5項雑入までです。

22款市債、予算額24億5,500万円、1項市債です。詳細はこの後、第3表 地方債で説明をします。

4ページを御覧ください。

歳出です。

1款議会費、予算額2億3,939万5,000円、1項議会費です。主なものは、議会事務費では、市役所庁舎増築改修工事に伴い、五条川防災センターで議会運営を行うために必要な音響設備等の移設に969万1,000円を計上しました。

2款総務費、予算額37億7,530万3,000円、1項総務管理費から6項監査委員費までです。主なものは、1項総務管理費のうち庁舎整備費では、市役所の増築及び南館の改修に2億1,146万7,000円、地域振興基金費では、合併特例債を財源とし、地域振興に向けた事業に活用するための地域振興基金の造成に10億円、市制20周年啓発費では、令和7年度の市制20周年事業の実施に向けた機運を醸成するための広報及び啓発に2,900万円、施設予約システム導入費では、利用者の利便性向上を図るため、令和7年4月からインターネットを利用したスポーツ施設などの予約受付開始に向けたシステムの構築に1,534万5,000円を計上しました。

3款民生費、予算額130億7,816万4,000円、1項社会福祉費から4項災害救助費までです。主なものは、1項社会福祉費のうち後期高齢者保険・介護予防推進費では、後期高齢者の生活習慣病及びフレイル（虚弱状態）の早期発見に向けた保健・介護予防の一体的な実施の推進に4,024万9,000円、2項児童福祉費のうちこども家庭センター費では、全ての妊産婦、子育て世帯及び子どもに対して包括的な相談支援などを行うためのこども家庭センターの設置に553万5,000円、保育園運営事務費及び児童館運営事務費では、利用者の利便性向上を図るため、令和6年10月から放課後児童クラブ利用料、土曜日の保育園給食費及び病後児

保育利用料におけるキャッシュレス決済の開始に243万6,000円を計上しました。

4款衛生費、予算額25億7,775万円、1項保健衛生費から3項上水道費までです。主なものは、1項保健衛生費のうち新保健センター整備費では、公共施設個別施設計画に基づく新保健センターの整備に向けた基本設計及び実施設計に1,455万9,000円、清洲保健センターの解体に1億278万4,000円、こんにちは赤ちゃん訪問費では、母子保健推進員による乳児家庭訪問の回数を2回に増やすとともに、家庭訪問時のおむつ券合計1万円の進呈に269万5,000円、不妊治療費助成金では、不妊治療を行っている夫婦を支援するため、治療対象を特定不妊治療費まで拡大するとともに、保険適用分の自己負担について、25万円を上限とした全額助成に2,003万6,000円を計上しました。

5款労働費、予算額201万7,000円、1項労働諸費です。

6款農林水産業費、予算額1億6,536万2,000円、1項農業費です。

7款商工費、予算額3億7,287万5,000円、1項商工費です。主なものは、清洲公園駐車場整備費では、桜の開花時期などに駐車台数が不足する清洲公園駐車場の拡張及び既設駐車場の整備に4,801万1,000円を計上しました。

8款土木費、予算額29億2,986万1,000円、1項土木管理費から4項都市計画費までです。主なものは、2項道路橋梁費のうち市道助七西市場整備費では、地域内連絡幹線道路である市道助七西市場線の街路樹の植え替えなど、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金を活用した並木道の再生に1,288万円を計上しました。

9款消防費、予算額10億7,402万円、1項消防費です。主なものは、防災備蓄倉庫の整備費では、老朽化の著しい指定避難所7か所の防災備蓄倉庫の更新と必要な資機材の整備に4,709万円、五条川防災センターでは、指定避難所及び防災資機材等備蓄施設としての機能を有する五条川防災センターの令和6年7月からの供用開始に4,072万7,000円を計上しました。

10款教育費、予算額41億2,705万2,000円、1項教育総務費から、5ページを御覧ください。6項保健体育費までです。主なものは、1項教育総務費のうち教育支援教室費では、学校に登校できない児童生徒とその保護者に対する更なる支援を行うため、教育支援教室の開室時間の延長及び指導員の増員などを行うとともに、令和6年9月からの五条川防災センターの教室増設に560万6,000円、学校給食費等臨時給付金では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、学校給食費引上げ分の公費負担の対象とならない市外の小中学校に通学し

ている児童生徒等の保護者への学校給食費等臨時給付金の支給に112万4,000円、2項小学校費及び3項中学校費のうち小学校整備費及び中学校整備費では、猛暑下で学校生活を送る児童生徒が快適に学習できる環境を確保するため、小中学校の理科室16室及び家庭科室15室への空調設備の設置に3億3,011万7,000円、6項保健体育費のうち学校給食センター運営費では、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、小中学校の給食費の引上げ分の公費負担に2,563万8,000円を計上しました。

11款公債費、予算額21億6,920万1,000円、1項公債費です。

12款予備費、予算額3,000万円、1項予備費です。

6ページを御覧ください。

第2表 債務負担行為です。

本庁舎整備事業は、清須市役所庁舎増設・改修工事です。庁舎増設・改修工事は令和6年度から7年度までの2か年事業となり、令和7年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は、35億9,280万円です。

次に、戸籍システム改修事業です。戸籍システムの標準化に対応するため、戸籍システムのクラウド化及び標準準拠システムへの移行を行うもので、令和6年度から令和7年度までの2か年事業となり、令和7年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は、2,919万7,000円です。

次に、新保健センター整備事業は、新保健センター改修設計及び発注者支援業務です。新保健センター改修設計及び発注者支援業務は、令和6年度から令和7年度までの2か年事業となり、改修設計及び発注者支援業務の令和7年度事業分は、債務負担行為を設定します。限度額は、3,938万1,000円です。

次に、春日公民館整備事業です。高圧受変電設備及び自家発電設備改修は、令和6年度から令和7年度までの2か年事業となり、令和7年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は、7,649万2,000円です。

最後に、学校給食配送業務委託事業です。学校給食配送業務は、令和6年度9月から令和11年度8月までの5か年事業で、令和7年度から令和11年度事業分は債務負担行為を設定します。限度額は、2億7,036万7,000円です。

7ページを御覧ください。

第3表 地方債です。

令和6年度当初予算では、表に記載の14の事業について地方債の活用を予定しています。

まず、起債の目的及び限度額です。併せて起債のメニューについても御説明します。

地域振興基金積立事業は、本定例会に基金条例の新規制定案も併せて提出していますが、財政上、有利な措置がある合併特例債を活用して、地域振興に必要な経費の財源を確保するもので、限度額9億5,000万円、合併特例債です。

社会福祉施設整備事業は、清洲総合福祉センターのエレベーター改修で、限度額6,900万円、合併特例債です。

保育所整備事業は、花水木保育園の空調改修で、限度額3,400万円、合併特例債です。

清洲保健センター解体事業は、限度額7,900万円、公共施設等適正管理推進事業債です。

観光施設整備事業は、清洲公園駐車場整備に係る実施設計で、限度額2,800万円、合併特例債です。

道路等整備事業のうち道路等の維持補修事業は、限度額4,200万円、公共施設等適正管理推進事業債、枇杷島陸橋架替関連事業は、限度額5,700万円、合併特例債です。

清洲駅前土地区画整理事業は、限度額9,700万円、合併特例債です。

新清洲駅北土地区画整理事業は、限度額4,700万円、合併特例債です。

新清洲駅付近鉄道高架整備事業は、限度額4,600万円、合併特例債です。

小学校整備事業は、特別教室の空調設備の設置で、限度額7,100万円、合併特例債です。

中学校整備事業も特別教室の空調設備の設置で、限度額6,600万円、合併特例債です。

社会教育施設整備事業は、春日公民館のエレベーター改修と市立図書館の大規模改修で、限度額2億4,900万円、合併推進債です。

体育施設整備事業は、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）のヒートポンプ等改修で、限度額5億3,000万円、合併特例債です。

最後は、臨時財政対策債です。

国の地方財政対策において、地方交付税を確保しつつ臨時財政対策債を抑制することとされているため、前年度比で1億1,000万円少ない9,000万円を限度額としています。

起債限度額の合計は24億5,500万円で、そのうち、合併特例債は19億9,500万円、合併推進債は2億4,900万円、公共施設等適正管理推進事業債は1億2,100万円となっています。

起債の方法です。起債の方法は、普通貸借又は証券発行です。

利率です。利率は、それぞれ４％以内です。

最後に償還の方法です。政府資金及び県資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができるものとするものです。

議案第１号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第７、議案第２号 令和６年度清須市国民健康保険特別会計予算案及び日程第９、議案第４号 令和６年度清須市後期高齢者医療特別会計予算案の２案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田 隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第２号について御説明いたします。

タブレットにつきましては、１画面表示のままにいただき、予算書及び説明書の１２１ページを御覧ください。

議案第２号

令和６年度清須市国民健康保険特別会計予算

令和６年度清須市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第１条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６２億６，５６６万５，０００円と定める。

第２項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第２条 地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１億円と定める。

歳出予算の流用

第３条 地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

それでは、次ページ、122ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1 款国民健康保険税、予算額12億7,238万6,000円、1項国民健康保険税です。清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和6年度も令和5年度に引き続き税率・税額の改定を見込み、予算編成を行ったところ、一般被保険者国民健康保険税現年課税分、滞納繰越分とを合わせ、ただいま申し上げました予算額となりました。なお、令和6年度以降の具体的な税率・税額額につきましては、この後、議案第16号で御説明いたします。また、予算編成に当たり、令和6年度目標収納率を現年分92.72%、滞納繰越分26.40%と設定いたしました。

2 款県支出金、予算額42億7,839万5,000円、1項県交付金です。主に、本市の保険給付費の財源に充てる交付金でございます。

3 款財産収入、予算額1,000円の窓口計上、1項財産運用収入です。内容としましては、基金預金利子でございます。

4 款繰入金、予算額6億9,487万6,000円、1項他会計繰入金です。主に、職員給与繰入金、保険基盤安定繰入金を始め出産育児一時金など一般会計からの繰入金でございます。

5 款繰越金、予算額2,000万円、1項繰越金です。内容としましては、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入、予算額7,000円、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入でございます。

歳入についての説明は、以上でございます。

続きまして、123ページをお願いいたします。

歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算額8,941万2,000円、1項総務管理費から3項運営協議会費までです。主に職員人件費、一般管理費等でございます。

2 款保険給付費、予算額42億8,867万1,000円、1項療養諸費から6項傷病手当金までです。主に、一般被保険者の療養給付費や高額療養費を始め出産育児一時金、葬祭費などで

ございます。

3 款国民健康保険事業納付金、予算額 1 8 億 1, 3 7 9 万 2, 0 0 0 円、1 項医療給付費から 3 項介護納付金までです。内容としましては、国民健康保険の財政運営の主体となる愛知県への納付金でございます。

4 款保健事業費、予算額 4, 7 5 8 万 7, 0 0 0 円、1 項特定健康診査等事業費と 2 項保健事業費です。主に、特定健康診査事業費や人間ドック補助事業費等の疾病予防費でございます。

5 款基金積立金、予算額 1, 0 0 0 円の窓口計上、1 項基金積立金です。

6 款諸支出金、予算額 6 2 0 万 2, 0 0 0 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主に、過年度保険税還付金等でございます。

7 款予備費、予算額 2, 0 0 0 万円、1 項予備費です。

議案第 2 号の御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第 4 号について御説明いたします。

予算書及び説明書の 1 7 9 ページを御覧ください。

議案第 4 号

令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計予算

令和 6 年度清須市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 億 8, 7 5 0 万 5, 0 0 0 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 億円と定める。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

清須市長 永田純夫

次ページ、1 8 0 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、予算額 1 0 億 1, 0 2 2 万 4, 0 0 0 円、1 項後期高齢者医療保

険料です。特別徴収現年度分、普通徴収現年度分及び滞納繰越分を合わせ、ただいま申し上げました予算額となります。なお、令和6年度から保険料率が改定され、原則、令和6年度及び令和7年度の所得割は11.13%、均等割額は5万3,438円、賦課限度は80万円となります。

2款繰入金、予算額8億7,656万3,000円、1項他会計繰入金です。主に保険基盤安定繰入金、療養給付費繰入金と一般会計からの繰入金でございます。

3款繰越金、予算額1,000円の窓口計上、1項繰越金です。前年度繰越金でございます。

4款諸収入、予算額71万7,000円、1項延滞金、加算金及び過料から3項雑入までです。歳入については、以上でございます。

続きまして、181ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費、予算額1,462万1,000円、1項総務管理費と2項徴収費です。主に会計年度任用職員報酬等や一般管理費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算額18億7,116万7,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金です。主に、後期高齢者医療保険料等負担金や療養給付費負担金等でございます。

3款諸支出金、予算額71万7,000円、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。

主に、過年度保険料還付金等でございます。

4款予備費、予算額100万円、1項予備費です。

議案第4号の御説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第8、議案第3号 令和6年度清須市介護保険特別会計予算案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第3号について御説明いたします。

それでは、タブレットmoreNOTEの設定を引き続き1画面にさせていただき、令和6年度一般会計・特別会計予算書及び説明書の149ページを御覧ください。

議案第3号

令和6年度清須市介護保険特別会計予算

令和6年度清須市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ52億6,582万円とする。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

歳出予算の流用

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

それでは、150ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入から説明させていただきます。

1款介護保険料、予算額11億7,238万円、1項介護保険料です。

第1号被保険者の保険料については、第9期介護保険事業計画を策定するときに当たり、今後の3年間の被保険者数や介護保険等の認定者数、また、各介護サービスの利用人数における給付費額などの推計を行い、介護保険料の基準額を算定いたしました。介護保険料については、介護報酬の改定などによる介護給付費の上昇が見込まれる中、介護給付費準備基金を活用することで第8期計画と同額の保険料に抑制することができましたが、国が示す所得段階の細分化の見直し等により、前年度比1,526万8,000円の増額となりました。

2款使用料及び手数料、予算額2万円、1項手数料です。介護保険事業者指定更新申請の手数料です。

3 款国庫支出金、予算額 10 億 9,442 万 2,000 円、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金です。

1 項国庫負担金では、介護給付費に係る国庫負担金、2 項国庫補助金では、介護保険給付費分の調整交付金と介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの交付金です。前年度比 7,342 万 9,000 円の増額です。

4 款支払基金交付金、予算額 13 億 6,469 万 1,000 円、1 項支払基金交付金です。

介護給付費と地域支援事業の交付金です。前年度比 6,909 万 4,000 円の増額です。

5 款県支出金、予算額 7 億 5,286 万 3,000 円、1 項県負担金と 2 項県補助金です。

1 項県負担金は、介護給付費の県負担金、2 項県補助金は、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの県交付金です。前年度比 3,717 万 6,000 円の増額です。

6 款財産収入、予算額 1,000 円の窓口計上、1 項財産運用収入です。

7 款繰入金、予算額 8 億 8,137 万 8,000 円、1 項他会計繰入金と 2 項基金繰入金です。

1 項他会計繰入金では、介護保険業務従事職員の給与、低所得者に対する保険料軽減分、また、保険給付費などのサービス費等の法定の繰入金を含めた 8 億 1,331 万 1,000 円を一般会計から繰入れいたします。また、1 款においても説明をいたしましたが、令和 6 年度予算においては、介護保険料抑制のため、介護給付費準備基金から 6,806 万 7,000 円の繰越しをいたします。前年度比 6,745 万 4,000 円の増額となります。

8 款繰越金、予算額 1,000 円の窓口計上、1 項繰越金です。

9 款諸収入、予算額 6 万 4,000 円、1 項延滞金、加算金及び過料と 2 項雑入です。

3 款から 5 款までと 7 款の増額は、歳出で説明をさせていただきます介護保険給付費等のサービス費に連動した増額積算となります。

次に、右のページ、151 ページ、歳出を説明させていただきます。

1 款総務費、予算額 1 億 1,764 万 3,000 円、1 項総務管理費から 4 項趣旨普及費までです。

主なものは、1 項総務管理費では職員人件費、3 項介護認定審査会費では介護認定に係る調査費などを計上しています。人件費の増額により、前年度比 237 万 8,000 円の増額予算となりました。

2 款保険給付費、予算額 49 億 1,820 万 2,000 円、1 項介護サービス等費から 4 項特定入所者介護サービス費までです。

主なものは、1 項介護サービス等費では、訪問介護、通所介護などの居宅サービス給付費や特別養護老人ホームなどの施設サービス費です。

3 項高額介護サービス費では、介護サービスに係る利用者負担が一定の上限額を超えた場合の超過分の給付費額を、4 項特定入所者介護サービス費では、施設入所などの利用者に対する食費、居住費の給付費額を計上しております。

主な積算内容では、人材不足の解消に向けた職員の処遇改善や事業所の運営安定のための国が示す介護報酬改定の増額に伴い、介護サービス等費においては、前年度比 2 億 2, 2 8 3 万 9, 0 0 0 円の増額となり、また、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費においては、サービス利用者の増加を見込み計上したことから、2 款全体では、前年度比 2 億 5, 1 0 5 万 6, 0 0 0 円の増額予算となりました。

3 款地域支援事業費、予算額 2 億 2, 6 9 6 万 9, 0 0 0 円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費から 4 項その他諸費までです。

主なものは、1 項介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援の方の訪問及び通所サービス利用費、2 項一般介護予防事業費では、第 1 号被保険者及びその支援のための活動に関わる者を対象に住民主体の通いの場の充実拡大、また、自立に資する支援などを行います。

3 項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営費などを計上しております。

主な積算内容では、地域主体の運動教室いこまいか教室の拡大を目指し、現在、運動教室が行われていない地域を中心に、運動教室を開催する予算を新たに計上するとともに、また、総合事業においては、処遇改善加算の要件を満たした介護事業所で働く介護職員の賃金改善を行うため、国基準と同額の加算を適用することから、前年度比 9 9 5 万 7, 0 0 0 円の増額予算となりました。

4 款基金積立金、予算額 1, 0 0 0 円の窓口計上、1 項基金積立金です。

5 款諸支出金、予算額 2 0 0 万 5, 0 0 0 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。

主なものは、1 号被保険者保険料の還付金 2 0 0 万 4, 0 0 0 円です。

6 款予備費、予算額 1 0 0 万円、1 項予備費です。前年度費対比と同額となります。

議案第 3 号の説明は、以上となります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第 1 0、議案第 5 号 令和 6 年度清須市水道事業会計予算案及び日程第 1 1、議案第 6 号 令和 6 年度清須市下水道事業会計予算案の 2 案件について、建設部長より内容の説明を求めま

す。

長谷川建設部長。

＜ 建設部長（長谷川 久高君）登壇 ＞

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

議案第5号について説明いたします。

タブレットのmoreNOTEの設定は1画面表示のまま、令和6年度水道事業会計・下水道事業会計予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第5号

令和6年度清須市水道事業会計予算

総則

第1条 令和6年度清須市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号 給水栓数4,038栓

第2号 年間総配水量105万立方メートル

第3号 1日平均給水量2,876立方メートル

第4号 主要な建設改良事業、重要給水施設配水管路耐震化事業2,736万5,000円、配水場設備更新事業1,339万8,000円

収益的収入及び支出

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款水道事業収益2億3,832万2,000円、第1項営業収益2億1,346万6,000円、第2項営業外収益2,485万5,000円、第3項特別利益1,000円

支出

第1款水道事業費用2億3,804万円、第1項営業費用2億3,081万7,000円、第2項営業外費用592万3,000円、第3項特別損失30万円、第4項予備費100万円

2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,942万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収入

第1款資本的収入7,849万7,000円、第1項他会計出資金3,000万円、第2項県補助金530万円、第3項工事負担金4,319万7,000円

支出

第1款資本的支出1億1,792万6,000円、第1項水道施設費1億109万3,000円、第2項企業債償還金1,658万7,000円、第3項その他資本的支出24万6,000円

一時借入金

第5条 一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することができない経費

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち、他の経費の金額に若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又は、これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費2,239万円

第2号 交際費1万円

たな卸資産購入限度額

第8条 たな卸資産の購入限度額は、61万円と定める。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

次に、3ページをお開きお開きください。

令和6年度清須市水道事業会計予算実施計画です。

（1）収益的収入及び支出

最初に収入です。

第1款水道事業収益、1項営業収益、予定額2億1,346万6,000円は、1目給水収益から3目その他営業収益までで、水道料金、給水装置工事に伴う引込管受託工事収益などです。

2項営業外収益、予定額2,485万5,000円は、1目受取利息及び配当金から5目雑収益までで、長期前受金戻入工事負担金などです。

3項特別利益、予定額1,000円は、1目過年度損益修正益で、水道料金過年度調定です。

次に、支出です。

第1款水道事業費用、1項営業費用、予定額2億3,081万7,000円は、1目原水及び浄水費から8目その他営業費用までで、県水の受水費、配水場及び給配水管維持管理費、給水管引込工事費、職員人件費、構築物減価償却費などです。

2項営業外費用、予定額592万3,000円は、1目支払利息及び企業債取扱諸費から3目雑支出までで、企業債利息などです。

3項特別損失、予定額30万円は、1目過年度損益修正損で、過年度水道料金還付金です。

4項予備費、予定額100万円は、1目予備費です。

4ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出

最初に収入です。

第1款資本的収入、1項他会計出資金、予定額3,000万円、1目他会計出資金で、一般会計出資金です。

2項県補助金、予定額530万円は、1目県補助金で、生活基盤施設耐震化等補助金です。

3項工事負担金、予定額4,319万7,000円は、1目工事負担金で、給水申込みに伴う工事負担金です。

次に支出です。

第1款資本的支出、1項水道施設費、予定額1億109万3,000円は、1目配水設備工事費と2目固定資産購入費で、給配水管整備費、配水場整備費、リース債務支払額などです。

2項企業債償還金、予定額1,658万7,000円は、1目企業債償還金です。

3項その他資本的支出、予定額24万6,000円は、1目その他資本的支出で、県補助金返還金です。

議案第5号の説明は、以上です。

続きまして、議案第6号について説明いたします。

同じ資料の 25 ページをお開きください。

議案第 6 号

令和 6 年度清須市下水道事業会計予算

総則

第 1 条 令和 6 年度清須市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

第 1 号 普及人口 2 万 5, 5 5 6 人

第 2 号 水洗化人口 1 万 9, 2 0 0 人

第 3 号 年間総処理水量 1 5 1 万 6, 9 0 0 立方メートル

第 4 号 1 日平均処理水量 4, 1 6 5 立方メートル

第 5 号 主な建設改良事業、汚水管渠整備事業 7 億 8, 5 4 9 万 4, 0 0 0 円、土田排水区雨水管渠整備事業 1 億 8, 8 7 1 万 4, 0 0 0 円、堀江ポンプ場ストックマネジメント事業 8, 2 7 0 万円、豊田川ポンプ場ストックマネジメント事業 7 億 8, 9 3 0 万円

収益的収入及び支出

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款下水道事業収益 1 6 億 9, 4 5 0 万 3, 0 0 0 円、第 1 項営業収益 7 億 4, 3 1 9 万 7, 0 0 0 円、第 2 項営業外収益 9 億 4, 0 9 2 万 1, 0 0 0 円、第 3 項特別利益 1, 0 3 8 万 5, 0 0 0 円

支出

第 1 款下水道事業費用 1 6 億 1, 7 6 3 万 7, 0 0 0 円、第 1 項営業費用 1 4 億 4, 6 2 0 万 5, 0 0 0 円、第 2 項営業外費用 1 億 7, 0 1 3 万 1, 0 0 0 円、第 3 項特別損失 3 0 万 1, 0 0 0 円、第 4 項予備費 1 0 0 万円

次に、26 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 億 3, 9 1 6 万 1, 0 0 0 円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収入

第1款資本的収入20億8,639万6,000円、第1項企業債9億7,280万円、第2項他会計出資金2億1,866万9,000円、第3項他会計補助金6,432万円、第4項国庫補助金8億220万円、第5項工事負担金2,840万6,000円、第6項固定資産売却代金1,000円

支出

第1款資本的支出26億2,555万7,000円、第1項下水道施設費19億5,824万4,000円、第2項企業債償還金6億5,082万6,000円、第3項その他資本的支出1,648万7,000円

債務負担行為

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

表の説明です。

堀江ポンプ場耐震及び更新事業は限度額4億6,130万円、豊田川ポンプ場耐震及び更新事業は限度額6億3,620万円で、いずれも地方共同法人日本下水道事業団が施行するもので、期間は令和7年度です。

27ページを御覧ください。

企業債

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

表を説明します。

公共下水道事業については、限度額8億8,620万円。起債の方法は、普通貸借又は証券発行。利率は、4%以内。償還の方法は、財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

流域下水道事業については、限度額は8,660万円。起債の方法、利率、償還の方法については、公共下水道事業と同じでございます。

一時借入金

第7条 一時借入金の限度額は、2億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号 予定支出の各項の経費及び各項間の経費

議会の議決を経なければ流用することのできない経費

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号 職員給与費6,271万8,000円

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

それでは、29ページをお開きください。

令和6年度清須市下水道事業会計予算実施計画です。

(1) 収益的収入及び支出

最初に収入です。

第1款下水道事業収益、1項営業収益、予定額7億4,319万7,000円は、1目下水道使用料から4目その他営業収益までで、下水道使用料、雨水処理負担金などです。

2項営業外収益、予定額9億4,092万1,000円は、1目受取利息及び配当金から6目雑収益までで、一般会計負担金、長期前受金戻入などです。

3項特別利益、予定額1,038万5,000円は、1目固定資産売却益から3目その他特別利益までで、元金償還繰入金過年度未収益分収益などです。

次に支出です。

第1款下水道事業費用、1項営業費用、予定額14億4,620万5,000円は、1目管渠費から10目その他営業費用までで、雨水ポンプ場の維持管理費、職員給与、流域下水道維持管理負担金、減価償却費などです。

2項営業外費用、予定額1億7,013万1,000円は、1目支払利息及び企業債取扱諸費から3目雑支出までで、企業債の利息などです。

3項特別損失、予定額30万1,000円は、1目固定資産売却損と2目過年度損益修正損です。

4項予備費、予定額100万円は、1目予備費です。

30ページをお願いします。

(2) 資本的収入及び支出

最初に収入です。

第1款資本的収入、1項企業債、予定額9億7,280万円は、1目企業債で、公共下水道、流域下水道事業債です。

2項他会計出資金、予定額2億1,866万9,000円は、1目他会計出資金で、一般会計出資金です。

3項他会計補助金、予定額6,432万円は、1目他会計補助金で、一般会計補助金です。

4項国庫補助金、予定額8億220万円は、1目国庫補助金です。

5項工事負担金、予定額2,840万6,000円は、1目工事負担金で、受益者負担金などです。

6項固定資産売却代金、予定額1,000円は、1目固定資産売却代金です。

次に支出です。

第1款資本的支出、1項下水道施設費、予定額19億5,824万4,000円は、1目管渠建設改良費から5目流域下水道建設負担金までで、汚水管渠整備費、雨水ポンプ場整備費、流域下水道建設負担金などです。

2項企業債償還金、予定額6億5,082万6,000円は、1目企業債償還金です。

3項その他資本的支出、予定額1,648万7,000円は、1目その他資本的支出で、小場塚幹線整備事業立替金償還費です。

議案第6号の説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

ここで、お昼の休憩に入ります。

再開は、午後1時30分を予定いたします。

（ 時に午前11時51分 休憩 ）

（ 時に午後 1時30分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12、議案第7号 清須市地域振興基金条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第7号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にさせていただき、令和6年3月清須市議会定例会市長提出議案等の3ページと説明資料の12ページを御覧ください。

まず、議案の3ページです。

議案第7号

清須市地域振興基金条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、合併特例債を活用して、地域振興を図るための事業に必要な財源を確保するため必要があるからです。

4ページを御覧ください。

清須市地域振興基金条例案

清須市地域振興基金条例

説明資料の12ページに目を移していただきまして、3つ目の丸を御覧ください。

設置の目的は、提案理由でも御説明しましたが、財政上有利な措置がある合併特例債を活用して、地域振興に必要な経費の財源を確保するものです。

なお、地域振興に必要な経費は新市建設計画（西枇杷島町、清洲町、新川町合併協議会で策定）されたものですが、に位置付けられた事業に係る経費に限定されます。

その下の丸です。基金の充当（取崩し）は、当該充当（取崩し）を実施する年度の前年度末までに当該基金造成のために起こした合併特例債の元金償還が終わった額の範囲内に限定されるものです。

下のイメージ図を御覧いただきますと、令和7年度に元金9,500万円を償還しますので、令和8年度は、一般財源持ち出し分の5,000万円を含めた1億4,500万円を取り崩し、事業に充当することができるというものです。仮に、令和16年度までに基金の取崩しを一切行わないと仮定した場合、令和17年度は、一括で10億円を取り崩し、事業に充当することがで

きるということになります。

それでは、議案の４ページに目を移していただきまして、下段の附則です。

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第７号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第１３、議案第８号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、日程第１４、議案第９号 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案、日程第１５、議案第１０号 清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案及び日程第１６、議案第１１号 清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の４案件について、企画部長より内容の説明を求めます。

河口企画部長。

< 企画部長（河口 直彦君）登壇 >

企画部長（河口 直彦君）

企画部長の河口です。

私からは、議案第８号から議案第１１号までを続けて御説明いたします。

それでは、市長提出議案は５ページを、説明資料は１３ページをお願いしたいと思います。

議案第８号

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和５年８月７日付けの職員の勤務時間の改定に関する勧告に鑑み、勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置の対象となる職員の範囲を拡大する必要があるからです。

市長提出議案は、６ページをお願いします。

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を御説明いたします。

第3条は、勤務時間を割り振らない日を設定するとともに、育児介護等職員を含む一般の職員に範囲を拡大するため、所要の規定を整理するものです。

第15条は、介護休暇の規定において、配偶者等に含まれる対象者を整理するものであります。

附則につきましては、令和7年4月1日から施行し、清須市職員の給与に関する条例及び清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例における所要の規定を整理するものです。

議案第8号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第9号について御説明します。

市長提出議案等の9ページ、そして、説明資料は14ページをお願いします。

議案第9号

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業手当の特例を廃止するため必要があるからです。

提出議案は、10ページをお願いします。

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を説明いたします。

附則第3項及び第4項に規定する新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例である支給要件及び手当額を廃止するものです。

附則につきましては、公布の日から施行するものです。

議案第9号の説明は、以上です。

続きまして、議案第10号について御説明をいたします。

市長提出議案の11ページ、説明資料の15ページをお願いします。

議案第10号

清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、組織機構改革に伴い、規定を整理するため必要があるからです。

提出議案は、12ページをお願いします。

清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例案

清須市子ども・子育て審議会条例等の一部を改正する条例

第1条で清須市子ども・子育て審議会条例の一部を、第2条で清須市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を、そして、第3条で清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を、それぞれ改正するものです。

主な内容を御説明いたします。

組織機構改革に伴い、第1条では子ども・子育て審議会の庶務の所管課名を子育て支援課から児童保育課に、第2条ではいじめ問題対策連絡協議会の委員の所管課を子育て支援課からこども家庭課にそれぞれ改め、第3条では教育委員会の所管事務である幼稚園業務を市長部局へ移管することに伴い、幼稚園業務に係る特定個人情報を教育委員会に提供することができる規定を削除するものです。

附則につきましては、令和6年4月1日から施行するものです。

議案第10号の説明は、以上となります。

続きまして、議案第11号について御説明いたします。

市長提出議案等の13ページ、説明資料の16ページをお願いします。

議案第11号

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給する必要があるからです。

提出議案の１４ページをお願いします。

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

清須市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

主な内容を説明します。

フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員に勤勉手当の支給を可能とするため、支給要件等を第１４条の２及び第２５条の２として新たにそれぞれ追加し、支給割合を正規職員と同様の年間２．０５月とするものです。

附則につきましては、令和６年４月１日から施行し、清須市職員の育児休業等に関する条例に規定する関係条例を整理するものです。

以上で、議案第８号から議案第１１号までの説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第１７、議案第１２号 清須市税条例等の一部を改正する条例案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第１２号について御説明します。

それでは、議案の１７ページと説明資料の１７ページを御覧ください。

まず、議案の１７ページです。

議案第１２号

清須市税条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、納税者等の利便性の向上を図るため、市民税等の減免の申請期限を変更する必要があるからです。

18ページを御覧ください。

清須市税条例等の一部を改正する条例案

清須市税条例等の一部を改正する条例

第1条第1号は税条例の一部改正、同条第2号は介護保険条例の一部改正、第2条は国民健康保険税条例の一部改正となります。

それでは、説明資料の17ページを御覧ください。

3つ目の丸です。改正の内容は、各税等の減免の申請期限について、納期限の7日前までであったものを納期限までに改めるものです。

4つ目の丸です。それぞれ対象となる税等は、税条例は市民税、固定資産税、軽自動車税の種別割及び特別土地保有税、介護保険条例は介護保険料、国民健康保険税条例は国民健康保険税となります。

それでは、議案の18ページにお戻りください。

中ほどの附則です。

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第2項は、経過措置の規定です。

議案第12号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第18、議案第13号 清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第19、議案第14号 清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案の2案件について、危機管理部長より内容の説明を求めます。

丹羽危機管理部長。

< 危機管理部長（丹羽 久登君）登壇 >

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長、丹羽です。

議案第13号及び議案第14号を続けて説明いたします。

提出議案の19ページを御覧ください。

議案第13号

清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市五条川防災センターの設置に伴い、所要の規定の整備等を行うため必要があるからです。

20ページを御覧ください。また、説明資料の18ページも併せて御覧ください。

清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年7月1日の供用開始を予定しています五条川防災センターの設置に伴い、この条例を一部改正するものでございます。

まず、この条例の題名を清須市新川ふれあい防災センターの設置及び管理に関する条例から清須市防災センターの設置及び管理に関する条例に変更します。

21ページ下段、別表第一を御覧ください。

名称及び位置です。

清須市庄内川水防センター、清須市五条川防災センター、続いて22ページをお願いいたします。そして、清須市新川ふれあい防災センターから名称を変更して清須市新川防災センターとし、それぞれの場所に位置付けるものでございます。

別表第2の2、清須市五条川防災センターの使用料の額を定めたものでございます。使用料の額は、清須市公共施設使用料の設定に関する基本方針に基づき算出し、表のとおりとなっております。

23ページをお願いいたします。

附則

施行期日です。

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、附則の次に2表を加える改正規定以外の規定は、同年4月1日から施行する。

24ページを御覧ください。

3 清須市庄内川水防センターの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

議案第13号の説明は、以上です。

続いて、議案第14号について説明いたします。

25ページを御覧ください。

議案第14号

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額の引上げ等を行う必要があるからです。

26ページを御覧ください。また、説明資料の19ページも併せて御覧ください。

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

清須市消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第2条では、消防作業従事者の範囲の拡大です。

都道府県が市町村の消防を支援する場合において、航空消防隊に属する都道府県の職員が火災現場付近の者を消防作業に従事させたときは、その従事した者を消防作業従事者として扱うこととするものでございます。

第5条では、その消防作業従事者等の損害補償等の算定の基礎となる補償基礎額を8,900円から9,100円に金額を上げるものです。

非常勤消防団員又は非常勤水防団員の補償基礎額を、階級別ごとにそれぞれ引き上げるものでございます。

附則

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号の説明は、以上です。

以上で、議案第13号及び議案第14号の説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第20、議案第15号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田 隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第15号について御説明いたします。

市長提出議案等の27ページと説明資料の20ページを御覧ください。

はじめに、市長提出議案等の27ページを御覧ください。

議案第15号

清須市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正に伴い、新たに手数料を徴収する事務を定めるとともに、新たに徴収する手数料の名称及び額を定める必要があるからです。

それでは、次ページ28ページを御覧ください。

清須市手数料条例の一部を改正する条例案

清須市手数料条例の一部を改正する条例

清須市手数料条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の20ページを御覧ください。

改正内容について御説明いたします。

今回の大きな改正点は、これまで本籍地がある自治体のみで取り扱っていた戸籍を、その副本を法務省に登録することにより、全国の戸籍情報が法務省において一元管理されることに伴い、戸籍情報連携システムを介し、全国の自治体で戸籍情報を確認することが可能となり、これまで本籍地でしか取得できなかった戸籍の謄本又は除籍の謄本が、全国どこの自治体でも発行可能となる点で、これにより、証明等取得における利便性が高まるものです。

説明資料の３つ目の丸印に当たる新たな手数料を徴収する事務の（１）が、ただいまご説明した内容でございます。

なお、本籍地以外の自治体で取得する戸籍等の証明書手数料は、戸籍等を発行する自治体の条例で定められた手数料となります。

（２）は、戸籍法第１２６条において、法務省令で定める基準及び手続により、統計の作成又は学術研究にあって公益性が高く、かつ、その目的を達成するために戸籍等に係る情報を利用する必要があると認められる場合は、その情報を提供することができますが、これまで手数料は免除として取り扱っておりましたが、本条例施行後は、手数料４５０円を徴収するものです。

加えて、説明資料の４つ目の丸印に当たる新たに徴収する手数料では、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号を新たな証明書として発行するため、手数料の額をそれぞれ４００円と７００円に定めるものです。

ただし、戸籍謄本などと同時に取得する場合には、手数料の徴収は行わないことになります。

この電子証明書提供用識別符号を行政機関での手続の際に添付することで、申請者は戸籍等の添付が不要となり、申請を受けた行政機関は、識別符号から戸籍等を確認することが可能となります。

少し一例を申しますと、パスポートの発給申請において、識別符号を申請先の行政機関に提示することにより、電子的に戸籍情報を証明した戸籍電子証明書を確認することができるようになり、戸籍証明書等の添付が不要となります。

その他対象となる事務につきましては、国において調整中で、今後、順次示される予定でございます。

市長提出議案等に戻っていただきまして、２８ページを御覧ください。

ただいま御説明いたしました新たに手数料を徴収する事務及び新たに徴収する手数料につきまして、清須市手数料条例別表第１戸籍法関係手数料に掲げる事務、名称、単位、金額を御覧のとおり、２８ページから３２ページにかけて整理をしたものになります。

３２ページ下段を御覧ください。

最後に附則です。

この条例は、令和６年３月１日から施行するものです。

なお、冒頭でも御説明がありましたように、３月議会開期中である３月１日に施行する必要があることから、本日の本会議にて質疑をしていただいた後、採決を賜りたいと存じますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

議案第15号の御説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

これより、議案第15号の質疑、討論を受けますが、議員の質疑及び当局の答弁は、挙手をし、議長の許可を得てから、自席で議席番号と名前、役職名を述べてから、それぞれ行ってください。

また、討論については、挙手をし、議長の許可を受けた後、発言席でお願いをいたします。

議案第15号に質疑のある方の挙手を求めます。

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

議席番号15番、加藤光則です。

ただいまお話がありました議案第15号 清須市手数料条例の一部を改正する条例案について質問します。

この条例案は、3月1日より、マイナンバーを利用して戸籍に関する行政手続を行うことの手数料であります。まず、押さえておきたいのが、戸籍というものは、家族を1単位にしたもので、一人の人の他の人とのつながり、続柄を証明することが目的で、そこには、特定の個人だけの情報が書いてあるわけではなく、他の人との関係が詳しく書かれています。マイナンバーと連動させて戸籍を見やすくしていくということは、本人の範囲の個人情報を超えて、他人の個人情報を見やすくするということであり、個人単位で考えるべきプライバシー保護の観点から、問題が出てくるということでもあります。条例改定案の新たな証明書発行事務として、二つのことが内容と今回記されていますが、単体の自治体内で管理していたものが、戸籍事務内連携となれば、プライバシー侵害の危険が高まるわけであります。

そこで、御質問させていただきます。

法務省の副本データを管理するシステムに、マイナンバーを連動させることになるのかどうかということをまず質問します。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。蔵城市民課長。

市民課長（蔵城 浩司君）

市民課長の蔵城です。

ただいまの質疑に対しましてお答えいたします。

今回開始されます戸籍情報連携システムにおきましては、戸籍自体にマイナンバーを用いてはおりません。戸籍関連事務において、マイナンバーを連動させることはございません。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

マイナンバーを連動させる、戸籍自体には付いていないということではありますが、行政手続における戸籍謄本、抄本の添付が省略となるという先ほどの説明でしたけれども、これは、マイナンバー制度のためにつくられた情報提供ネットワークを通じて戸籍関係情報を確認する手段がつくられたということを言われていますが、その辺どう考えればいいのかお聞きします。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

戸籍事務における戸籍証明書の添付の省略におきましては、先ほども申し上げましたように、マイナンバーが用いられておりませんので、マイナンバーを利用することなく、全国の自治体で戸籍の情報が確認できることになるものでございます。

また、今後開始されます行政手続における戸籍情報の確認方法につきましては、現在も運用が始まっておりますマイナポータルを利用しまして、申請者の方が手続を行うということになります。その際に、マイナンバーにより個人を特定し、戸籍に個人ごとに割り振られました識別符号というものの、番号と突合することで、申請者の戸籍情報が確認できるようになるものでございます。手続を行います行政機関と戸籍情報連携システムにおきましては、LGWANネットワークを使用しておりますので、秘密を保持し、安全に利用することが可能であると考えております。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

非常に複雑な仕組みではありますが、今ご説明いただいたのは、なかなか理解がしづらいわけですが、戸籍に関する手続を簡素化する、こういうことを言われたわけでありまして。本市の場合、戸籍謄本等の利用目的というのは、どういうことが多くあるのかお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

窓口等で、戸籍の取得をされる申請の状況、何のために取られるかということで、こちらの申請の際にお伺いしている内容としましては、年金の手続だとかパスポートの申請、あとは相続の手続等で、戸籍を取得されるという方が多い状況でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

戸籍記録は、自治体から総合行政ネットワーク、さっき言われたL G W A Nを使用して、法務省のほうに記録を送信しているということだと思います。今も何のために利用されるかということで、冒頭はパスポート、年金と言われたわけですが、例えば、相続登記が4月1日から義務化になるわけです。そうすると、いろんな形で、戸籍の必要性が出てくる利用も多いかと思うわけであります。その点、利便性という面においては、私も非常に前進したことがあるなということはあるわけですが、一方で、その番号法が施行されたのが2015年10月ですから、それ以前に亡くなられた方は、戸籍番号がついていないわけです。しかも、電算化される前の紙戸籍については、システム上画像データが保存されているということで、個人番号との紐付けがなかなか困難だと言われています。利便性とか利用云々、国のほうも言っているわけですが、その辺については、ある意味、相続関係手続には、効率化が見込めないということもあるのではないかと思います。その辺については、こういった説明がなされておるのか、もし今聞いておることがありましたら、新年度についても戸籍のデータシステムの改修費も挙がっておりますので、何か国のほうが言ってみえることがあったらお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 嘉起君）

当局、答弁。

市民課長（藏城 浩司君）

現在、戸籍におきましては、ほとんどの自治体でコンピューター化、電算化をされている状況であります。各自治体が保管している戸籍情報につきましては、現在の戸籍であれば、コンピューターで作成をされた戸籍、古い戸籍になりますと、今、議員がおっしゃられましたように画像デ

ータを保存した戸籍ということになります。その画像データの戸籍につきましても、1件ずつ見出し簿だとか、検索がコンピュータでしやすいように見出しがつけられておる状況でございますので、その見出しを使って、戸籍を検索することが可能な状況であります。ですので、戸籍の事務に関しましては、マイナンバー等を利用することなく、今まで各自治体で運用していた戸籍の取扱い方法が、拡大できるというような状況になるものでございます。

以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

加藤議員。

15番議員（加藤 光則君）

いろいろ今言われたとおりだと思います。

今回の事務手数料の改定に関わる戸籍事務では、マイナンバーそのものには利用しないと言われているわけですが、戸籍法の改定で、マイナンバー制度への参加を柱にした制度設計が行われて、プライバシーの保護や侵害の危険が高まる、こういう課題も一緒についてきているわけであり。戸籍制度の効率化は、電算化と戸籍制度固有の問題への対処として考える方が先であります。利便性とマイナンバーでの条件は、異なるものである。このことを私は最後に申し述べて、本条例案に反対の意を表明したいと思います。

以上であります。

議長（伊藤 嘉起君）

これで質疑を終了いたします。

討論に入ります。

最初に、反対討論のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤 嘉起君）

続いて、賛成討論のある方の挙手を求めます。

（「なし」の声あり）

議長（伊藤 嘉起君）

これで討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第15号に賛成の方の起立を求めます。

< 起 立 多 数 >

議 長（伊藤 嘉起君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 1、議案第 1 6 号 清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田 隆君）登壇 >

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第 1 6 号について御説明いたします。

提出議案等の 3 3 ページと説明資料の 2 1 ページを御覧ください。

はじめに、提出議案等の 3 3 ページを御覧ください。

議案第 1 6 号

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、清須市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、税率及び税額の改正を行う必要があるからです。

次ページ 3 4 ページを御覧ください。

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

清須市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

清須市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の 2 1 ページを御覧ください。

改正内容について御説明いたします。

県の示す清須市の標準税率に近づけるため、毎年段階的に行っております令和 6 年度以降の清須市国民健康保険の税率及び税額の改正でございます。

改正に当たっては、清須市国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重審議いただきました答申に基づき、本市の税率・税額を決めさせていただきました。

税率及び税額を決めるに当たっては、３つ目の丸印の清須市国民健康保険運営協議会の答申内容（１）にありますように、被保険者の急激な負担増とならないよう配慮すること。（２）にありますように、県の示す標準収納率を確保するよう、徴収率の更なる向上に努めること。さらに、（３）にありますように、国からの支援金等確保のため、収納率、特定健診・保健指導の実施率の向上と医療費の適正化に努めるといった附帯意見とともに税率・税額を答申いただいたところでございます。

具体的な税率・税額につきましては、資料の上から４つ目の丸印の国民健康保険税の表を御覧いただきたいと存じます。

表の左側が現行、令和５年度の税率・税額で、右側が答申に基づき、令和６年度以降の税率・税額でございます。御覧いただいておりますとおり、令和６年度以降は現行と比較し、介護納付分の均等割のみ据え置き、それ以外の税率及び税額とも引き上げさせていただきます。

市長提出議案等に戻っていただき、３４ページから３５ページにかけて、ただいま御説明いたしました内容につきまして、国民健康保険税条例第３条から第８条、第９条の２及び第２３条の条文を整理したものとなります。

３５ページの下段を見ていただきますと、附則といたしまして、第１項 施行期日になりますが、この条例は、令和６年４月１日から施行するものです。

第２項 経過措置になりますが、改正後の清須市国民健康保険税条例の規定は、令和６年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

議案第１６号についての御説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第２２、議案第１７号 清須市清洲総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案、日程第２３ 議案第１８号 清須市介護保険条例の一部を改正する条例案、日程第２４、議案第１９号 清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第２５、議案第２０号 清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程

第２６、議案第２１号 清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第２７、議案第２２号 清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、日程第２８、議案第２３号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案、日程第２９、議案第２４号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第３０、議案第２５号 清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案の９案件について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

< 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 >

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第１７号から議案第２５号について、続けて説明をさせていただきます。

議案等の３７ページと市長提出議案等の説明資料の２２ページを御覧ください。

はじめに、議案第１７号になります。

議案第１７号

清須市清洲総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

議案等の３８ページを御覧ください。

清須市清洲総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市清洲総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市清洲総合センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容を説明させていただきます。

説明資料の 22 ページに目を移しいただき、三つ目を御覧ください。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、第 5 条及び第 7 条中における引用条項法第 77 条第 3 項を法第 77 条第 5 項へと整理するものです。

附則になります。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 17 号の説明は、以上となります。

次に、議案第 18 号の説明をいたします。

議案等の 39 ページと説明資料の 23 ページを御覧ください。

議案第 18 号

清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、介護保険法に基づく第 9 期介護保険事業計画を実施するため、介護保険料の額を改定する必要があるからです。

議案等の 40 ページを御覧ください。

清須市介護保険条例の一部を改正する条例案

清須市介護保険条例の一部を改正する条例

清須市介護保険条例の一部を次のように改正する。

改正内容を説明させていただきます。

説明資料の 23 ページを目を移していただきまして、三つ目の丸の介護保険料を御覧ください。

第 8 期と今回の第 9 期における介護保険料の所得別段階表の比較の一覧になります。

今回の改正では、国基準の所得段階が 9 段階から 13 段階に変更になったことから、市民税課税の合計所得金額についても第 9 段階以降が変更となります。本市の第 9 期介護保険事業計画の所得別段階は、国基準と同様に第 5 段階を基準段階とし、所得の低い段階である第 1 段階から第 3 段階については、第 8 期計画と比較すると、第 1 段階の割合と年額は、基準段階の 1 に対して、括弧内の軽減前では第 8 期の 0.5 を乗じた 3 万 5,600 円に対して第 9 期では 0.455 を乗じた 3 万 2,400 円、第 2 段階の割合と年額では、0.7 を乗じた 4 万 9,800 円に対して

第9期では0.685を乗じた4万8,800円、第3段階の割合と年額では、0.75を乗じた5万3,400円に対して第9期では0.69を乗じた4万9,100円の金額が、本来の年額保険料となりますが、更なる軽減を図るため、一般会計から充当することで、第1段階では、割合を0.455から0.285とし金額を2万300円、第2段階では、割合を0.685から0.485とし金額を3万4,500円、第3段階では、割合を0.69から0.685とし金額を4万8,800円とします。

反対に、所得の高い第10段階以上の方に対する割合については、基準段階の1に対して、第10段階では第8期の1.8から1.9、第11段階では1.9から2.1とし、また、特に第12段階以上の方の割合については、2.0を2.3から2.6までの範囲で細分化を図り、全体を15段階といたします。

4つ目の丸を御覧ください。第9期の介護保険料については、(1)から(3)に記載があるように、保険料基準額第5段階になりますが、前第8期介護保険事業計画から据え置き、第1段階から第3段階の低所得者の保険料を更なる軽減を図りました。

附則となります。

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。

第2項は、介護保険料の改定に関する経過措置の規定となります。

議案第18号の説明は、以上となります。

次に、議案第19号の説明をいたします。

議案等の43ページと説明資料の24ページを御覧ください。

議案第19号

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の44ページを御覧ください。

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容を説明させていただきます。

説明資料の２４ページに目を移していただきまして、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、事業所の管理者が兼務することができる範囲の緩和です。こちらは、事業所の管理者が兼務することができる範囲の条件から、兼務先の他の事業所が同一敷地内にあることという条件を外し、管理者の兼務の制限を緩和するものです。

二つ目は、事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。こちらは、利用者のサービスの選択に資する重要事項について、現在求められている事業所に書面を掲示すること、又は縦覧させることに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するもので、デジタル化を図る趣旨の改正となります。

三つ目は、指定小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準の追加です。こちらは、身体的拘束等の適正化を図るための措置を図ること、サービスの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期に開催することを事業者に新たに求めるものです。

四つ目は、事業者が定める協力医療機関等に係る基準の追加です。こちらは、協力医療機関の要件として、利用者の病状の急変時等における相談体制等の常時確保及び感染症発生時の対応についての協議又は取決めの実施などを事業者に新たに求めるものです。

五つ目は、地域密着型特定施設従業者の配置基準の緩和の特例の創設です。こちらは、先ほど三つ目のところで申し上げましたサービスの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の定期開催などの要件を満たしている場合に適用される要介護者及び要支援者に対して、看護、介護を行う職員の配置基準について特例を定めるものです。また、今回の改正については、厚生労働省が定める基準省令に沿った内容のものととなります。

附則になります。

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第34条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日からの施行となります。

第2項、第3項については、経過措置及びそれに係る読替え規定となります。

議案第19号の説明は、以上となります。

次に、議案第20号を説明いたします。

議案等の55ページ、説明資料の25ページをお願いいたします。

議案第20号

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の56ページを御覧ください。

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容を説明させていただきます。

説明資料の25ページに目を移していただきまして、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、事業所の管理者が兼務することができる範囲の緩和です。こちらは、先ほどの条例改正と同内容のもので、事業所の管理者が兼務することができる範囲の条件から、兼務先の他の事業所が同一敷地内にあることという条件を外し、管理者の兼務の制限を緩和するものです。

二つ目は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。こちらも、先ほどの条例改正と同様の内容になります。利用者のサービスの選択に資する重要事項について、現在求められている事業所に書面を掲示すること、又は縦覧させることに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に使用しなければならないことを追加するものです。

三つ目は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に係る基準の追加です。こちらも、先ほどの条例改正と同内容のもので、身体的拘束等の適正化を図るための措置を図ること、サービスの利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期に開催することを事業者新たに求めるものです。

四つ目は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が定める協力医療機関等に係る基準の追加です。こちらも、先ほどの条例改正と同様の内容になります。協力医療機関の要件として、利用者の病状の急変時等における相談体制等の常時確保及び感染症発生時の対応についての協議又は取決めの実施などを事業者新たに求めるものです。また、今回の改正については、厚生労働省が定める基準省令に沿った内容となります。

附則となります。

第1項 この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第32条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日からの施行となります。

第2項、第3項については、経過措置及びそれに係る読替え規定となります。

議案第20号の説明は、以上となります。

次に、議案第21号の説明になります。

議案等の61ページと説明資料の26ページを御覧ください。

議案第21号

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の62ページを御覧ください。

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容を説明させていただきます。

説明資料の26ページに目を移していただきまして、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、指定介護予防支援事業所の人員配置基準の見直しです。こちらは、現状、事業所に一人以上の担当職員及び一人以上の専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこととする人員配置基準について、事業所の設置者が地域包括支援センターの場合は、現状と同様の基準とし、設置者が指定居宅介護支援事業者の場合は、一人以上の介護支援専門員、ケアマネジャー及び一人以上の専らその職務に従事する主任介護支援専門員の管理者を置くこととする見直しを行うものです。

二つ目は、交通費の請求に係る規定の新設になります。

条例改正後において、事業者が通常の事業の実施地域以外の地域でサービスを提供したときは、あらかじめ利用者又はその家族の同意を得た上で、その移動に係る交通費を請求することができるようになります。

三つ目は、指定介護予防支援事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。こちらは、先ほどの条例改正と同内容となるものですが、利用者のサービス選択に資する重要事項について、現在求められている事業所に書面を掲示すること、又は縦覧させることに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するものです。

四つ目は、担当職員が行う面接の方法の緩和です。こちらは、現状、面接については、1期間

（３か月）に１回、サービスの利用者の居宅を訪問して行う必要がありましたが、改正後は３か月に１回面接を行うことに変更はありませんが、訪問が求められるのは２期間（６か月）に１回となり、訪問しない期間は、主治医等の合意を得た上で、テレビ電話等を活用して行うことが認められることになります。

附則になります。

この条例は、令和６年４月１日から施行するものです。ただし、第２４条に１項を加える改正規定は、令和７年４月１日から施行するものです。

議案第２１号の説明は、以上となります。

次に、議案第２２号の説明をいたします。

議案等の６７ページと説明資料の２７ページを御覧ください。

議案第２２号

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるからです。

議案等の６８ページを御覧ください。

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例案

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容になります。

説明資料の２７ページに目を移していただきまして、三つ目の丸を御覧ください。

一つ目は、介護支援専門員の配置基準の緩和です。こちらは、現状、要介護者又は要支援者

35人に対し一人の配置基準について、要支援者の人数については3分の1を乗じて計算するようにすること、配置基準を44人に対して一人といった緩和を行うものになっております。

二つ目は、指定居宅介護支援事業所の管理者が兼務することができる範囲の緩和です。こちらは、先ほどの条例改正と同内容のもので、事業所の管理者が兼務することができる範囲の条件から、兼務先の他の事業所が同一敷地内にあることという条件を外し、管理者の兼務の制限の緩和をするものでございます。

三つ目は、サービスに係る説明義務の緩和です。こちらは、前6か月間に作成した居宅サービス計画に基づくサービスの利用割合等について説明し、理解を得ることを、事業者の負担軽減を図る観点から、義務から努力義務へと緩和するものです。

四つ目は、介護支援専門員が行う面接の方法の緩和です。先ほどの条例改正案でも面接方法の緩和がありましたが、こちらの事業では、現状、面接については、一月に1回、サービスの利用者の居宅を訪問して行う必要がありましたが、改正後は、1か月に1回面接を行うことは変更はありませんが、訪問が求められるのは、2か月に1回となり、訪問しない月は、主治医等の合意を得た上で、テレビ電話等を活用して行うことが認められることになります。

五つ目は、指定居宅介護支援事業所に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しです。こちらは、先ほどの条例改正と同内容のもので、利用者のサービスの選択に資する重要事項について、現在求められている事業所に書面を掲示すること、又は縦覧させることに加え、インターネットを活用して公衆の閲覧に供しなければならないことを追加するものです。

附則になります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第25条に1項を加える改正規定は、令和7年4月1日から施行するものです。

議案第22号の説明は、以上となります。

次に、議案第23号の説明をいたします。

議案等の71ページと説明資料の28ページを御覧ください。

議案第23号

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、事務事業の見直しに伴い、個人番号を独自に利用することができる事務から老人の住宅改善費に対する補助金の交付に関する事務を削除するため必要があるからです。

議案等の 72 ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容を説明させていただきます。

説明資料の 28 ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

老人の住宅改善費に対する補助金の交付に関する事務については、個人番号を独自に利用することができる事務とするため、条例に規定しておりましたが、当該補助金を廃止することとなりましたので、条例別表第 1 及び別表第 2 関係において、当該補助事務の係る項目を削除するものになります。

附則となります。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものです。

議案第 23 号の説明は、以上となります。

次に、議案第 24 号の説明をいたします。

議案等の 73 ページと説明資料の 29 ページを御覧ください。

議案第 24 号

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設に係る重要事項の書面掲示の義務付け等の見直しを行う必要があるからです。

議案等の74ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容を説明させていただきます。

説明資料の29ページに目を移していただき、三つ目の丸を御覧ください。

特定教育・保育施設に係る重要事項の書面掲示の義務付けの見直しは、特定教育・保育施設の選択に資する施設の重要事項について、当該施設の見えやすい場所に書面を掲示することに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことを加えるもので、デジタル化を図る趣旨の改正となります。

四つ目丸を御覧ください。電磁的方法により行う書面の交付等に係る電磁的記録媒体の見直しでは、技術的中立性を明らかにする観点から、CD-ROMなど媒体の種類を示さないための文言整理を行う改正となります。また、この改正については、内閣府が定める基準省令に沿った内容となります。

附則となります。

この条例は、令和6年4月1日から施行するものです。ただし、第53条の第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行するものです。

議案第24号の説明は、以上となります。

最後に、議案第25号を説明いたします。

議案等の75ページと説明資料の30ページを御覧ください。

議案第25号

清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、清須市清洲保健センターを廃止するため必要があるからです。

議案等の76ページを御覧ください。

清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案

清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

清須市保健センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容を説明させていただきます。

説明資料の30ページに目を通していただきまして、三つ目の丸を御覧ください。

清洲保健センターの廃止に伴い、第3条の表において、清須市清洲保健センターの項を削る改正となります。

附則になります。

この条例は、令和6年7月1日から施行するものでございます。

議案第25号の説明は、以上になります。

議案第17号から議案25号までの説明は、以上となります。

議長（伊藤 嘉起君）

ここで、3時まで休憩といたします。

（ 時に午後 2時45分 休憩 ）

（ 時に午後 3時00分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第31、議案第26号 清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第32、議案第27号 清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案の2案件について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、議案第２６号、２７号について説明いたします。

市長提出議案等は７７ページ、説明資料は３１ページを御覧ください。

議案第２６号

清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、枇杷島駅東地区計画区域内における低未利用地を活用した生活サービス施設の誘導による都市拠点の形成及び商業地区にふさわしい土地の利用を図るため実施する用途地域の変更に伴い、建築を制限する建築物の追加等を行う必要があるからです。

市長提出議案等は、７８ページを御覧ください。

清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例案

清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

清須市名古屋都市計画枇杷島駅東地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を次のように改正する。

主な内容については、説明資料の３１ページにより説明いたします。

J R 枇杷島駅周辺を本市の拠点と位置付けた都市計画マスタープランに基づき、駅前にふさわしい生活サービス施設等の誘致を図るため、枇杷島駅東地区計画区域内の用途地域を近隣商業地域から商業地域へ変更します。用途地域が変更されると、建築可能となる建築物の種類や規模が増えますが、本市の顔となる駅前の拠点としてそぐわないと考えられるナイトクラブやキャバレーなどの建築物については、建築を制限する建築物として第４条の項目に追加します。

なお、第５条として、条例により建築制限に抵触する既存の建築物については、一定の範囲内であれば、増改築等ができるよう制限を緩和いたします。

附則です。

施行期日は、令和6年4月1日です。

議案第26号の説明は、以上です。

続きまして、議案第27号について説明いたします。

市長提出議案等は81ページ、説明資料は32ページを御覧ください。

議案第27号

清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、水道法の一部改正による事務の移管に伴い、規定を整理する必要があるからです。

市長提出議案等82ページを御覧ください。

清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例案

清須市水道事業給水条例及び清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

内容につきましては、説明資料32ページにより説明いたします。

水道法の一部改正に伴い、これまで厚生労働省が所管していた水道行政について、水質又は衛生に関する事務が環境省に、それ以外の事務が国土交通省に移管されることになったため、関連する規定を整理するものです。

第1条は、清須市水道事業給水条例についてです。

第6条、第36条及び第42条において、厚生労働省令の表記を国土交通省令に改めます。

第2条は、清須市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例についてです。

第4条において、厚生労働大臣の表記を国土交通大臣又は環境大臣に改めます。

附則です。

施行期日は、令和6年4月1日です。

議案第27号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第33、議案第28号 清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案について、監査委員事務局長より内容の説明を求めます。

吉田監査委員事務局長。

＜ 監査委員事務局長（吉田 敬君）登壇 ＞

監査委員事務局長（吉田 敬君）

監査委員事務局長の吉田です。

私からは、議案第28号について御説明いたします。

提出議案等の83ページを御覧ください。

議案第28号

清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

議案の84ページと併せて、説明資料の33ページを御覧ください。

清須市監査委員条例等の一部を改正する条例案

清須市監査委員条例等の一部を改正する条例

改正内容を御説明いたします。

第1条は、清須市監査委員条例の一部改正です。

令和6年4月1日施行の公金事務の私人への委託に関する制度の見直しにより、地方自治法の一部改正がなされ、条ずれが発生しました。そのため、引用条項の規定を整理するものです。

第2条は、清須市水道事業の設置等に関する条例及び清須市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正です。第2条も第1条同様、地方自治法の条ずれにより、引用条項の規定を整理するものです。

附則です。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第28号の説明は、以上となります。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第34、議案第29号 工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について、危機管理部長より内容の説明を求めます。

丹羽危機管理部長。

＜ 危機管理部長（丹羽 久登君）登壇 ＞

危機管理部長（丹羽 久登君）

危機管理部長、丹羽です。

それでは、提出議案の85ページをお願いします。併せて、説明資料の34ページをお願いします。

議案第29号について説明します。

議案第29号

工事請負契約（清須市（仮称）五条川防災センター新築工事）の一部を変更する契約の締結について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

契約の期間のうち完了、令和6年3月29日を令和6年4月30日に変更しようとするものでございます。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

説明資料を御覧ください。

変更の理由です。

上から二つ目の丸でございます。

世界的な原材料の品薄、物流停滞等の影響により、国内の建設業においても資材の品不足等が発生し、本工事に必要な鉄骨の納期に3週間程度の遅延が生じたため、工期の延長が必要となったためです。

なお、契約の金額及び契約の相手方には、変更ありません。

説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第３５、議案第３０号 工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結について、教育部長より内容の説明を求めます。

石黒教育部長。

＜ 教育部長（石黒 直人君）登壇 ＞

教育部長（石黒 直人君）

教育部長の石黒でございます。

引き続き市長提出議案等の８７ページ、併せて、説明資料の３５ページをお願いいたします。

議案第３０号について御説明いたします。

議案第３０号

工事請負契約（清須市春日公民館大ホール特定天井等改修工事）の一部を変更する契約の締結について

下記のとおり工事請負契約の一部を変更する契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、議会の議決を求める。

契約期間の内容

完了、令和６年３月２９日を令和６年４月３０日に変更しようとするものです。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

説明資料を御覧ください。

二つ目の丸、提案の理由です。

世界的な原材料の品薄、物流停滞等の影響により、国内の建設業においても資材の品不足等が発生し、本工事に必要な電線の納期に２か月程度の遅延が生じたため、工事の延長が必要となったためです。

なお、契約の金額及び契約の相手方には、変更ありません。

説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第３６、議案第３１号 市道路線の認定及び廃止について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川 久高君）登壇 >

建設部長（長谷川 久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、議案第31号について説明いたします。

市長提出議案等の89ページと説明資料の36ページを御覧ください。

議案第31号

市道路線の認定及び廃止について

市道路線の認定及び廃止をすることについて、道路法第8条第2項及び同法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、区画整理事業に伴う道路の改築等に伴い、市道路線の認定及び廃止を行うため必要があるからです。

市長提出議案等の90ページから92ページに、今回認定いたします路線が掲載してあります。路線番号1152、十軒3号線から路線番号4934、寺廻り2号線までの合計28路線で、93ページは概要図となります。

94ページから97ページまでが、詳細図です。

次に、98ページを御覧ください。

廃止路線です。

路線番号1152、十軒3号線から路線番号4659、午2号線の7路線であり、99ページが概要図、100ページから102ページまでが詳細図です。

内容といたしましては、春日新橋西土地区画整理事業による道路築造、また、道路用地としての寄附、名鉄西枇杷島駅西側の踏切廃止によるものです。

説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第37、議案第32号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）案について、総務部長より内容の説明を求めます。

岩田総務部長。

< 総務部長（岩田 喜一君）登壇 >

総務部長（岩田 喜一君）

総務部長、岩田です。

議案第32号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にいただき、令和5年度一般会計（第9号）、特別会計（第3号）補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第32号

令和5年度清須市一般会計補正予算（第9号）

令和5年度清須市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,408万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ325億360万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、繰越明許費の補正です。

繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条は、地方債の補正です。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和6年2月22日提出

清須市長 永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正です。

まず、歳入です。

2款地方譲与税、補正額700万円の増額、1項地方揮発油譲与税と2項自動車重量譲与税です。

3款利子割交付金、補正額100万円の増額、1項利子割交付金です。

4款配当割交付金、補正額600万円の減額、1項配当割交付金です。

5款株式等譲渡所得割交付金、補正額1,800万円の増額、1項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、補正額 6 0 0 万円の増額、1 項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、補正額 5, 7 0 0 万円の減額、1 項地方消費税交付金です。

9 款環境性能割交付金、補正額 3 0 0 万円の増額、1 項環境性能割交付金です。

1 0 款地方特例交付金、補正額 9 0 0 万円の増額、2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

2 款地方譲与税から 1 0 款地方特例交付金までは、今年度の収入状況や愛知県通知による県税見通しなどにより、それぞれ見積りをしました。

1 3 款分担金及び負担金、補正額 4 7 8 万円の減額、1 項負担金です。

1 5 款国庫支出金、補正額 5 億 5, 9 1 3 万 1, 0 0 0 円の増額、1 項国庫負担金と 2 項国庫補助金です。主なものは、2 項国庫補助金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 6 億 9, 5 6 9 万 2, 0 0 0 円の増額です。

1 6 款県支出金、補正額 4, 1 4 8 万 3, 0 0 0 円の減額、1 項県負担金から 3 項県委託金までです。

1 7 款財産収入、補正額 3 4 6 万 1, 0 0 0 円の増額、1 項財産運用収入です。各基金の預金等利子で、それぞれ各基金に積み立てます。

1 8 款寄附金、補正額 3 0 万円の増額、1 項寄附金です。

1 9 款繰入金、補正額 5, 9 8 2 万 3, 0 0 0 円の減額。3 ページを御覧ください。1 項特別会計繰入金と 2 項基金繰入金です。2 項基金繰入金は、各事業費の減額に伴うものです。

2 1 款諸収入、補正額 1 億 9, 9 8 9 万 2, 0 0 0 円の減額、2 項市預金利子と 5 項雑入です。

2 2 款市債、補正額 4 億 3, 2 0 0 万円の減額、1 項市債です。この後、第 3 表 地方債補正で説明する各事業費の減額に伴うものです。

4 ページを御覧ください。

歳出です。

2 款総務費、補正額 2 億 5, 0 0 0 万 4, 0 0 0 円の増額、1 項総務管理費から 4 項選挙費までです。主なものは、1 項総務管理費のうち、基金管理費では、本補正予算の不用額の精査などによる財源を基に、減債基金に 7, 7 3 5 万 7, 0 0 0 円、都市計画施設基金に 2 億円、義務教育施設整備基金に 1 億円の元金を、それぞれ今後の財政需要を考慮し、積み立てることにしました。

3 款民生費、補正額 5 億 8, 4 8 0 万 4, 0 0 0 円の増額、1 項社会福祉費と 2 項児童福祉費

です。主なものは、1項社会福祉費のうち、令和6年度に新たに住民税非課税世帯となる世帯及び住民税均等割のみ課税となる世帯並びに定額減税の満額を減税し切れない方に対して行う物価高騰緊急支援給付金費に6億9,569万2,000円を増額計上しました。

4款衛生費、補正額4,406万4,000円の減額、1項保健衛生費と2項清掃費です。主なものは、2項清掃費のうち、ごみ収集処理費は2,050万円を減額しました。

6款農林水産業費、補正額110万6,000円の減額、1項農業費です。

7款商工費、補正額3,181万7,000円の減額、1項商工費です。主なものは、清洲公園駐車場整備費は2,950万9,000円を減額しました。

8款土木費、補正額3億5,696万2,000円の減額、1項土木管理費から4項都市計画費までです。主なものは、2項道路橋梁費のうち、道路維持補修費は、愛知県の工事進捗に伴う枇杷島陸橋架替関連事業に係る雨水管の整備の遅れなどで6,994万6,000円の減額、4項都市計画費のうち、清洲駅前土地区画整理費は3,834万2,000円の減額、鉄道高架整備費は1億8,976万8,000円を減額しました。

9款消防費、補正額2億4,955万9,000円の減額、1項消防費です。主なものは、(仮称)五条川防災センター整備費は2億4,645万9,000円を減額しました。

10款教育費、補正額3億660万8,000円の減額、1項教育総務費から6項保健体育費までです。主なものは、2項小学校費のうち、各小学校整備費は4,777万2,000円の減額、6項保健体育費のうち、清洲勤労福祉会館（アルコ清洲）管理費は3,400万円を減額しました。

11款公債費、補正額3,877万8,000円の減額、1項公債費です。

5ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正です。

年度内に執行が困難と見込まれる事業については、繰越明許費の設定をします。

まず、追加分です。

2款総務費、1項総務管理費のうち、社会保障・税番号制度システム事業は、住民基本台帳システム改修において、国からの使用要件の提示が遅れたことにより、改修が令和6年度に及ぶため、559万9,000円を繰り越します。令和7年3月末の完了を予定しています。

3項戸籍住民基本台帳費のうち、戸籍システム管理事業は、戸籍附票システム改修において、国からの使用要件の提示が遅れたことにより、改修が令和6年度に及ぶため、429万円を繰

り越します。令和7年3月末の完了を予定しています。

同じく、3項戸籍住民基本台帳費のうち、住民基本台帳事務事業は、コンビニ交付システム改修において、国からの使用要件の提示が遅れたことにより、改修が令和6年度に及ぶためで、188万1,000円を繰り越します。令和7年3月末の完了を予定しています。

3款民生費、1項社会福祉費のうち、物価高騰緊急支援給付金（定額減税補足給付金）事業は、国の経済対策に基づく給付金の支給開始が令和6年6月以降となるためで、5億2,750万4,000円を繰り越します。令和7年3月末の完了を予定しています。

4款衛生費、1項保健衛生費のうち、新型コロナウイルス予防接種事業は、特例臨時接種期間は令和6年3月末で終了しますが、令和6年4月以降にワクチンの廃棄を行うなど残務処理が必要となるためで、169万8,000円を繰り越します。令和6年6月末の完了を予定しています。

8款土木費、2項道路橋梁費のうち、道路維持補修事業は、小田井地区の配水路改修に係る設計内容において、地元との調整が難航したこと、及び下河原地区の擁壁設置工事において、埋設物の移設に不測の日数を要したためで、1,098万円を繰り越します。配水路改修の設計は令和6年6月末、擁壁設置工事は令和6年10月末の完了をそれぞれ予定しています。

同じく、2項道路橋梁費のうち、橋梁維持補修事業は、新川小橋左岸橋脚補修工事において、工法変更により施工に不測の日数を要したためで、7,609万4,000円を繰り越します。令和6年6月末の完了を予定しています。

4項都市計画費のうち、新清洲駅北土地地区画整理事業は、施工区域内における道路占用物の移設などに不測の日数を要したためで、1億1,448万2,000円を繰り越します。令和6年11月末の完了を予定しています。

同じく、4項都市計画費のうち、新清洲駅付近鉄道高架事業は、鉄道高架整備費において、県営住宅の移設工事の遅れにより、道路占用物の移設などに不測の日数を要したこと、及び西市場廻間線等整備費、下本町丸之内等整備費において、用地取得に係る権利者との交渉が難航したためで、4億3,509万9,000円を繰り越します。鉄道高架整備費及び西市場廻間線等整備費は令和6年9月末、下本町丸之内線等整備費は令和7年3月末の完了をそれぞれ予定しています。

9款消防費、1項消防費のうち、五条川防災センター整備事業は、新築工事における資材の調達に不測の日数を要したためで、3億6,631万円を繰り越します。令和6年4月末の完了を

予定しています。

10款教育費、5項社会教育費のうち、春日公民館整備事業は、大ホール特定天井等改修工事における資材の調達に不測の日数を要したため、1億1,105万円を繰り越します。令和6年4月末の完了を予定しています。

下段は、変更分です。

3款民生費、1項社会福祉費のうち、物価高騰緊急支援給付金（住民税非課税世帯等給付金）事業は、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯等に対しても給付金を支給するため、1億6,818万8,000円を増額し、2億6,855万1,000円を繰り越します。令和7年3月末の完了を予定しています。

6ページを御覧ください。

第3表 地方債補正です。

それぞれ事業費の減額に伴う変更です。

社会福祉施設整備事業は、清洲総合福祉センター及び西枇杷島福祉センターの各整備費で、3,600万円を減額し、補正後の限度額は2億5,400万円です。

道路等整備事業は、枇杷島陸橋架替関連事業に係る雨水管の整備で、5,700万円を減額し、補正後の限度額は4,600万円です。

清洲駅前土地区画整理事業は、道路整備事業負担金で、2,800万円を減額し、補正後の限度額は1億1,800万円です。

防災センター整備事業は、2億100万円を減額し、補正後の限度額は4億9,900万円です。

社会教育施設整備事業は、夢広場はるひ整備費で、9,400万円を減額し、補正後の限度額は2億6,600万円です。

体育施設整備事業は、新川地域文化広場（カルチバ新川）整備費で、1,600万円を減額し、補正後の限度額は2億1,400万円です。

議案第32号の説明は、以上です。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第38、議案第33号 令和5年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案及び日程第40、議案第35号 令和5年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案の2案件について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

＜ 市民環境部長（石田 隆君）登壇 ＞

市民環境部長（石田 隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第 33 号について御説明いたします。

補正予算書及び説明書の 43 ページを御覧ください。

議案第 33 号

令和 5 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,026 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 3,672 万 2,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 22 日提出

清須市長 永田純夫

44 ページを御覧ください。

第 1 表 歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1 款国民健康保険税、補正額 8,438 万 8,000 円の減額、1 項国民健康保険税です。内容につきましては、令和 5 年度当初予算計上時より被保険者が減少したため、保険税を下方修正するものでございます。

2 款県支出金、補正額 3,026 万 6,000 円の増額、1 項県交付金です。内容につきましては、この後、歳出でも御説明いたしますが、医療費の増加に伴い、県から交付される保険給付費等交付金を増額するものです。

4 款繰入金、補正額 8,438 万 8,000 円の増額、1 項他会計繰入金です。内容につきましては、1 款で御説明いたしました保険税の減額分を一般会計から繰入補填するものでございます。

歳入については、以上です。

続きまして、４５ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

２款保険給付費、補正額３，０２６万６，０００円の増額、１項療養諸費と２項高額療養費です。内容につきましては、被保険者一人当たりの医療費の増額及び新型コロナウイルス感染症やインフルエンザに伴う医療費の増加により、保険給付費を増額するものです。

議案第３３号の御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第３５号について御説明いたします。

補正予算書及び説明書の６７ページを御覧ください。

議案第３５号

令和５年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

令和５年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３９４万３，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億８，６９０万８，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

６８ページを御覧ください。

第１表 歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

２款繰入金、補正額３９４万３，０００円の増額、１項他会計繰入金です。内容につきましては、この後、歳出で御説明いたします後期高齢者医療保険料等負担金の増額に伴い、不足する財源を確保するため、一般会計から保険基盤安定繰入金へ繰入れを行い、保険基盤安定繰入金を増額するものでございます。

歳入については、以上です。

続きまして、６９ページを御覧ください。

歳出について御説明いたします。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額３９４万３，０００円の増額、１項後期高齢者医

療広域連合納付金です。内容につきましては、後期高齢者医療保険料等負担金を増額するものでございます。

議案第３５号の御説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

日程第３９、議案第３４号 令和５年度清須市介護保険特別会計補正予算（第３号）案について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

加藤健康福祉部長。

＜ 健康福祉部長（加藤 久喜君）登壇 ＞

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

議案第３４号について説明いたします。

それでは、補正予算書及び説明書の５５ページを御覧ください。

議案第３４号

令和５年度清須市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和５年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１１４万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５２億２，９６６万２，０００円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年２月２２日提出

清須市長 永田純夫

５６ページを御覧ください。

歳入を説明させていただきます。

第１表 歳入歳出予算補正

６款財産収入、補正額２２万９，０００円の増額、１項財産運用収入です。介護給付費準備基金の預金利子です。

９款諸収入、補正額９２万円の増額、２項雑入です。地域支援事業である認知症初期集中支援推進事業の委託業者から消費税相当分の返還金となります。

57ページを御覧ください。

歳出を説明させていただきます。

4款基金積立金、補正額43万9,000円の増額、1項基金積立金です。介護給付費準備基金に預金利子と委託事業者の返還金の一部を基金に積み立てるものでございます。

5款諸支出金、補正額71万円の増額、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。地域支援事業の委託事業者からの返還金を国・県及び市の一般会計等に返還するものです。

議案第34号の説明は、以上でございます。

議長（伊藤 嘉起君）

ここで暫時休憩いたします。

（ 時に午後 3時41分 休憩 ）

（ 時に午後 4時04分 再開 ）

議長（伊藤 嘉起君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第41、発議第1号につきましては、本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、2月29日の本会議において、福祉常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

このような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」の声あり ）

議長（伊藤 嘉起君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第41、発議第1号 若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者であります飛永議員より、提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

飛永議員。

< 11番議員（飛永 勝次君）登壇 >

11番議員（飛永 勝次君）

議席番号11番、飛永勝次でございます。

まずもって、皆様の貴重なお時間をいただくことを何とぞ御容赦いただき、よろしくお願いを

いたします。

議長のお許しをいただきましたので、発議第1号の内容について説明をさせていただきます。

発議第1号

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和6年2月22日提出

提出者、清須市議会議員 飛永勝次

賛成者、清須市議会議員 成田義之、野々部享、浅井泰三、高橋哲生、加藤光則、富田雄二、
山内徳彦

1枚はねていただいて、意見書案を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

若者のオーバードーズ（薬物の過剰摂取）防止対策の強化を求める意見書（案）

近年、処方箋がなくても薬局やドラッグストアで購入できる市販薬の濫用・依存や急性中毒が、重大な社会問題となりつつある。実際、市販薬の過量服薬（オーバードーズ）による救急搬送が、2018年から2020年にかけて2.3倍に増加したという報告や、精神科医療施設を受診する患者において、市販薬を主たる薬物とする薬物依存患者が、2012年から2020年にかけて約6倍に増加したといった報告がある。

国立精神・神経医療研究センターの2020年調査によると、全国の精神科医療施設で薬物依存症の治療を受けた10代の患者の主な薬物において、市販薬が全体の56.4%を占めているとのことである。また、過去1年以内に市販薬の濫用経験がある高校生の割合は「60人に一人」という深刻な状況にあることも明らかになった。

不安や葛藤、憂鬱な気分を和らげたいなど現実逃避や精神的苦痛の緩和のために、若者がオーバードーズに陥るケースが多く、実際、市販薬を過剰に摂取することで、疲労感や不快感が一時的に解消される場合があり、同じ効果を期待してより過剰な摂取を繰り返すことで、肝機能障害、重篤な意識障害や呼吸不全などを引き起こしたり、心肺停止で死亡する事例も発生している。

市販薬は違法薬物とは違い、所持することで罪にはならないことから、濫用が発見されにくいという現実があると同時に、オーバードーズによる健康被害は、違法薬物よりも深刻になる場合もある。よって、政府において、このような薬物依存による健康被害から一人でも多くの若者を守るために、以下の特段の取組を求める。

1 現在、濫用等のおそれがある医薬品の6成分を含む市販薬を販売する際、購入者が子ども

（高校生・中学生等）である場合は、その氏名や年齢、使用状況等を確認することになっているが、その際、副作用などの説明を必須とすること。

２ 若者への薬剤の販売において、その含有成分に応じて販売する容量を適切に制限すると同時に、対面かオンライン通話での販売を義務付け、副作用などの説明と併せて、必要に応じて適切な相談窓口等を紹介できる体制を整えること。

３ 濫用のおそれがある薬の指定を的確に進めると同時に、身分証による本人確認のほか、繰り返しの購入による過剰摂取を防止するために、販売記録等が確認できる環境の整備を検討すること。

４ 若者のオーバードーズには、社会的孤立や生きづらさが背景にあるため、オーバードーズを孤独・孤立の問題として位置付け、若者の居場所づくり等の施策を推進すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和６年 清須市議会

厚生労働大臣、孤独・孤立対策担当大臣宛て

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、御賛同賜りますようどうぞよろしくお願いをいたします。

以上で、説明を終わります。

議長（伊藤 嘉起君）

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

なお、次回の本会議は、２月２６日月曜日午前９時３０分から再開いたします。

早朝より大変御苦労さまでございました。

（ 時に午後 ４時０９分 散会 ）